

1. 件名：「新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所第3、4号機及び川内原子力発電所第1、2号機の設計及び工事計画認可申請並びに玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請（火災防護における系統分離対策））【2】」
2. 日時：令和5年6月23日（金） 16時15分～18時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐、高橋係長

九州電力株式会社：

原子力発電本部 部長◎ 他12名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 川内原子力発電所第1号機及び第2号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可申請（電線管内ケーブルの系統分離対策）に係る確認事項
- ・資料2 川内原子力発電所第1号機及び2号機 玄海原子力発電所第3号機及び4号機 電線管内ケーブルの系統分離対策に係る設計及び工事計画認可申請並びに原子炉施設保安規定変更認可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから九州電力の先代原子力発電所 1 号機玄海 3 原子力発電所 34 号機の火災の系統分離対策に関わる設計及び工事計画認可申請のヒアリングを始めたいと思います。よろしくお願いします。
0:00:18	衛藤。
0:00:21	今日いただいている資料は資料 1 の確認事項に対する回答と、あとは資料 2 で概要のパワーポイントの資料をいただいているので、
0:00:31	資料一位の回答に沿って 1 個 1 個確認を進めていければと思いますけども、
0:00:40	九州電力の方から、差し当たって何か資料に書けてないところとか何か補足しておきたい点ありますか。よろしいですか。
0:00:50	九州電力の原です。特段補足事項はございません。
0:00:59	はい確認の方よろしくお願いします。
0:01:02	はい。規制庁西内です。承知しました 1 個 1 個ちょっとなんぼコメントナンバーに沿って確認進めていきたいと思いますけども、
0:01:10	まずコメント No. 1 ですね、基本設計方針に系統分離対策を新たに追加する経緯追加することになった経緯を記載し、
0:01:19	充実化ということでスライドナンバーの 2 番ですかね、
0:01:25	1 ポツ目に記載したっていう理解でいいんですよね。
0:01:31	はい。九州電力の原です。ご認識の通り、1 ポツ目の一番上のところにさせていただいております。
0:01:39	はい。わかりました。現在工事計画に即してミヤマ弱なってない。また、するための工事長。
0:01:47	既婚。
0:01:51	はあ。はい。
0:01:54	次に、長期間を要することから、
0:02:01	要することから、
0:02:07	長期間、
0:02:10	要するからやるんよ、要するからなんか、もう 1 分くらい情報が抜けてる気がしないでもないですけどね。
0:02:20	でしたっけあれ。
0:02:24	何かまず、
0:02:27	現場状況に沿っ 9 下、
0:02:37	まず即した状態には復旧するんですよね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:44	はい工事計画に即した現場状況に今後、工事を、すいません今回申請させていただいた基本設計方針の内容、
0:02:57	に沿うように、工事と運用の方を変更していこうと考えております。
0:03:02	本件って、いや、ちょっともう少し正確に書いた方がいいと思うっていうだけの話なんですけどね。
0:03:10	本件で検査部門等の関係で九州電力の考えとかで多分スタンスペーパーを出してもらって面談でも受け取っていると思うんですけども、
0:03:20	まず、あれですよ。既工事計画の現場状況には復旧するんですよ。
0:03:25	で、その上で、そこには時間がかかるからそれまでの間何もみませんっていうわけではなくて、まずは、しっかり工事計画をとって、工事計画に即した現場状況とすべく、まずポツの対策をやるんです。
0:03:39	最終的にはちゃんともともとやろうとしてたことをやりますっていうそういう流れでしたよね。
0:03:47	はい九州電力の原です。ご認識の通りです。
0:03:50	そうですね。今の記載だと、そうなんです。今の記載だと、まず既工事計画に即した状態になってないと。
0:03:58	で、
0:03:58	それ時間がかかるので、もうそれやめて、
0:04:01	この工事をするだけですっていうような趣旨にも読めちゃうんですけどっていうくらいですかね。
0:04:09	はい。九州電力の荒です。ご指摘の通り、誤解を招く記載になっておりますので、記載を、
0:04:18	整理いたしまして、状況が正確に
0:04:23	わかるように、修正させていただきたいと思います。
0:04:28	はい。規制庁西内です別に検査の
0:04:32	検査行為は別に今この場でやっているわけではないので、事細かに多分書くじゃないんですけどただ誤解を与える表現はやめた方がいいと思いますよっていうだけの確認ですね。
0:04:43	今のこの1ポツ目だと、もう既工事計画の工事やんないよっていうような文章にもな、普通に読んだら多分そう読むと思うんですよこれ。
0:04:52	長期間要するので、それ止めてっていうようなそういう意味合いに見えるんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:59	というところでちょっとそこだけ、明確にしておいていただいた方が、いいのかなというこれは単純に誤解を与えないような表現にっていうそれだけの話かなと思います。
0:05:11	はい。九州電力原です。
0:05:14	承知いたしました。記載を適正化させていただきます。ありがとうございます。はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
0:05:22	続けて、コメントNo.の2番ですね資料1のプルボックス3シバ古藤には具体的何が対象となるのかっていう話ですけども、
0:05:32	これは、
0:05:38	スライドナンバーの、
0:05:40	そっか、コメントNo.の2と3が関連するものですね、スライドナンバーの2のところが一番下の1ポツ、米印でちょっと明確化していて、で、
0:05:51	4ページ目のところでそれが具体的にあのポンチ絵として書かれてますってそういうことですね。
0:06:01	等、
0:06:02	前回ヒアリングでちょっと確認をしたときにですね、
0:06:10	2ページ目の米印一番ちょっと読んでいただきたいんですけど、
0:06:14	構成電線管カトウ電線管並びにプルボックス中継端子盤を含め、
0:06:22	含め小
0:06:25	あ、わかりました。
0:06:27	この4種類って理解でいいんですね。
0:06:31	適用しようが何か前回確かなカトウがついていて、
0:06:35	その等の考え方がよくわからなかったということも言いましたけど基本この4種類に対して適用しようと思っているっていう理解でいいんですね。
0:06:43	はい。九州電力の原です。ご認識の通りですね外注系版アンフィー端子伴奏という意味。
0:06:51	伝えさせていただいたもの等を削除して、4種類に絞っております。
0:07:00	はい。規制庁西内です。わかりました。構成電線管と可とう電線管は、多分スペック的なところがよくわかりやすいんですけど、ちなみにこのプルボックスと中継端子盤っていうものは、
0:07:13	何ですかね、4ページ目例えば材質と厚さが書いてますよね。
0:07:23	何て言えばいいのかな
0:07:27	なんて言えばいいのかな、これで対象が明確や要は発電所内にある。
0:07:33	類似の盤とかはないって理解でいいんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:38	いやプルボックスってどういうものを指していて中堅丹島でどういうものを指していてってそういうことなんですけどまずは、
0:07:46	はい九州電力の原です。クロックスにつきましては電線管と電線管の
0:07:53	電線管の継ぎ目になる部分で中に余長のケーブル等巻いて、保管している部分。
0:08:02	して、中継端子盤については中に端子の接続部分がありましてケーブルとケーブルをつぎ足しているものという認識で経緯記載させていただいております。
0:08:16	うん。はい。規制庁西内です。
0:08:18	あれでしたっけプルボックスとか中継端子盤ってそそういう定義で使うんだっていうなんかいわゆるもう一般名称化されてるものなんでしたっけ。
0:08:28	はい一般的な意味合いとして、先ほどの使い方をさせていただいております。規制庁西内です。わかりました。だから発電所の中に存在するそういう同種のもの。
0:08:39	は対象でと考えていて、逆に言うとこれ以外で、
0:08:44	それ以外の盤とかは対象にしてないってそういう理解でいいんですね。
0:08:50	はい、ご認識の通りです。
0:08:52	うん。はい。規制庁西内ですわかりました。
0:08:56	もう少し言うと、あと、火災防護対象ケーブルってところの定義なんですけど、
0:09:01	火災防護対象ケーブルって、
0:09:05	伴も含むっていう定義が、一応火災防護審査基準上書かれてますと。
0:09:11	今回の4ページ目見てもらったら制御盤0って書いてもらってますけど、今回は盤を含んでるんでしたっけ。
0:09:24	九州電力の小宮です。衛藤。
0:09:27	資料2番の、右下4ページに記載しております制御盤等につきましては火災防護対象機器として選定しております。以上です。はい。規制庁西内です。
0:09:39	0なのであれなんですけど、火災防護審査基準ちょっと見ていただきたいんですけど。
0:09:45	火災防護対象ケーブルには盤も含むってそういう趣旨が記載されていて、
0:09:49	基本的に九州電力もそのケーブルは同じような定義で使ってるのかなと理解してるんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:55	今回は、そういった盤類も、
0:09:58	ケーブルの中に含む盤類も対象としてるし申請なんでしたっけ。
0:10:04	九州電力の小宮です。ご認識の通りケーブルの途中に含む盤もケーブルとして選定をしております、この盤というのが、(3)に記載しております中継端子盤のようなものと認識しております。以上です。規制庁西内です。ちょっと私の言い方がふわっとして申し訳ないんですけど、火災防護審査基準って今お手元にあります。
0:10:28	九州電力のコミヤです少々お待ちください。
0:10:56	九州電力コミヤですお待たせいたしました。よろしく願いいたします。
0:11:01	はい。火災防護対象ケーブルの定義が最初に書いてると思いますけど、(14)のところですね、2 ページ目のところ、
0:11:09	括弧、電気盤や制御盤を含むって書いてあるじゃないですか。
0:11:16	さっき言った中継端子盤とかプルボックスって、
0:11:21	多分電気盤とか制御盤っていう言い方は多分しないと思うんですよ。
0:11:26	単純な電路的な意味合いでしか多分使っていないと思うんですけど。
0:11:31	もうちょっと正確に言うとなんかあれですよ
0:11:33	中継端子盤とかプルボックスはあくまでその中に入っているケーブルが対象であって、別に今回盤を系統分離の対象としてるわけじゃないですよあくまでケーブルなので、
0:11:43	僕の質問はどっちかっていうとそのプルボックスとかそういうものではなくて、そっち側ではなくて、ケーブルっていうものに、電気盤や制御も含むって書いてあるんですけど、
0:11:52	そこは九州電力はどういう整理なんでしたっけっていうそういうところを聞きたかったっていう質問です。
0:12:01	九州電力の小宮です。先ほどご説明いただきました通り火災防護対象ケーブルに電気盤や制御盤を含むものだと、弊社としても考えております。以上です。
0:12:12	規制庁西内です。多分ですねちょっとぶれてる気がしていて、さっきの冒頭の説明だと、制御盤は機器として選定してますっていうふうにおっしゃってたと思うので、若干触れてる気がしていて、ちょっと整理して説明いただいてもいいですか。
0:12:27	九州電力小宮で失礼いたしました。こちらの整理して再度説明させていただきます。はい。以上です。規制庁西内です。何ていうんですかね別に
0:12:38	どっちかで整理してもいい話だと思うんですけどね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:43	実際どうやってるのかっていうのも含め、既工事計画の状況も含めてその部分確認を今回どうどう考えてるのかっていうところですね、まず既工事計画で火災防護対象ケーブルをどういうふうに定義していて、
0:12:55	まずその定義を今回変えるものなのかどうなのか。
0:12:59	変えないのであれば、さらに今回の申請っていうのは既工事計画のその火災防護対象ケーブルと同じ範囲で適適用しようと思っているのか、そのうち1部分だけ要はケーブル部分だけとかそういう意味合いなのかとか、
0:13:12	その関係性ですよね。を明確にして欲しいというお願いです。
0:13:16	そこちょっと事実関係を整理してから説明して欲しいというところでもよろしいでしょうか。
0:13:22	九州電力の小宮です。はい。そちら
0:13:25	こちらの方で整理いたしまして再度説明させていただきますよろしくお願いいいたします。以上です。はい。
0:13:31	はい。
0:13:33	すいません火災対策室長のサイトウなんですけれども、今のアノニシウチの確認、あわせてすいませんちょっと今、九州電力が想定している、
0:13:45	範囲なんですけども2ページの一行目とか、一つ目のマルとか二つ目のマルとかを見てみると、電線管等に敷設する火災防護対象ケーブルの系統分離って書いてあるので、
0:14:01	今回の対象っていうのは、火災防護対象ケーブルのうちの電線管等に敷設するものが対象なのかなというふうに読んでたんですけども、
0:14:14	その辺は間違いなんですかねそれともそこら辺もまた再度せ、整理しなければいけないという話になるんでしょうか。
0:14:26	はい。九州電力の原です。
0:14:30	最初のご認識の通りケーブル、
0:14:33	電線管等に接するケーブルの系統分についてが、今回の申請範囲となっております。
0:14:43	はい。火災対策室の斉藤です。なので今のアノニシウチのは、確認と併せて、要は今回の対象っていうのが、
0:14:54	要は、火災防護系防護対象ケーブルの中のどこに該当するんですかってことをですね、きちっと明確化してですね、改めてご説明いただければいいのかなというふうに、
0:15:08	考えているんですけどもいかがでしょう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:13	九州電力原です。最初しました。整理して、改めてご説明させていただきます。
0:15:21	はい。火災対策室の齋藤です。その際にですね。ありがとうございます。その際にですね、例えば4、ここの2ページの下、※1とかですね4ページのところの(3)番に
0:15:33	中継端子盤っていうのがあって、この中継端子盤っていうのは、これは火災防護対象ケーブルの内野で
0:15:43	電気盤とか制御盤に該当するものなのかいやこれは単なるケーブルの一部なんですよという説明されるのかみたいなのをですね、きちっと整理してご説明いただきたいと思ってますのでよろしくお願いいたします。
0:15:58	九州電力荒です。拝承しました。
0:16:06	はい、規制庁西内です続けて、コメントNo.の4ですかね。
0:16:12	最後の6ページ名ですと、
0:16:31	うん。
0:16:36	記載の見直し、既工事計画の設計内容から変更なし、これは結局だから適正化ってことでいいんでしたっけ。
0:16:48	この下線部、手動操作に期待した上でっていうところは、
0:16:56	適正利用九州電力の原です。後に、
0:16:59	ご認識の通り
0:17:01	内容の変更は、一体の適正化のみです。
0:17:05	規制庁に集中する記載の適正化っていうことは左側に打つ書くっていうそういう理解でいいんでしたっけ。
0:17:16	はい。九州電力の原です。ご認識の通りです。すいませんちょっとあれですね若干、
0:17:22	はしよって言っちゃった気がしますけど、左側の変更前に適正化として表現をするってそういう理解でいいんでしたっけ。
0:17:32	はいそのように記載したいと思います。規制庁ニシウチニイツわかりました。現状はですね変更後に書いてあるってことで理解でよかったですよね。
0:17:44	九州電力の小宮です。すいませんこの資料上変更後として書いておりますが、基本設計方針におきましては変更前に記載の適正化という観点で記載させていただければと思います。以上です。すいません規制庁ニシウチです現行の申請書上は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:01	変更後に書いてあるのでは、適正化に見えないような感じになってると思うんですけど今後補正されるっていうことですか。今の話は。
0:18:42	規制庁西内ですけど、聞こえてます。
0:18:47	あれ、ちょっと自分が勘違いしてるかもしれません。
0:18:50	九州電力の小宮です。等、そちらの声が聞こえておりました少々お待ちください。
0:19:39	規制庁西内です。
0:19:42	なんすかね別に今決めてもらわなくてもいいんですけどちょっと確認をしたかったっていうところで、適正化っておっしゃるのであれば多分適正化は、
0:19:50	あれですよ。施工の場合の適正化って、そのやり方がいつもあったと思うんですけどそのやり方に沿ってやられるのかなと思ったらそういう確認をしたかったというものです。適正化という説明じゃないのであれば、ちょっとまた別な話になってくるのかなと思うので、今後
0:20:04	少なくとも今の市長としては既工事計画の設計内容は変更なしって書いてあるので、その説明ということであればそれで結構です現状は、
0:20:12	今後そこノート申請書をどうするのかっていうところはちょっと、しっかり説明をいただければと思いますけど、そういったところでよろしいでしょうか。
0:20:21	九州電力の小宮です。失礼いたしました。我々としては記載の適正化ということで、変更後に今記載させていただいておりますが、今後の事実確認を踏まえまして補正が必要な場合がございますら、
0:20:34	変更前に記載の適正化という旨で記載させていただければと思います。以上です。
0:20:41	規制庁西内です。ちょっと私の認識だけ先に言っておきますけども、
0:20:46	基本設計方針の変更前と変更後で、
0:20:49	変更前、
0:20:51	変更後に、要は変更内容を書くっていうことは、それは基本設計方針の変更に当たるわけですよ。
0:20:57	言えないは別表、炉規則の別表に基づけば認可が必要な工事として扱わざるをえない。だからその中において適正かっていうことがあるのかどうかってそういうことですね。
0:21:08	適正化でもそれはしっかり説明をいただく必要がありますよねもちろん添付資料も含めてそういうことなのかなと思ってます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:16	逆に来工事計画の設計内容から変更なしで表現だけの話なのであればそれこそ適正化としてだからいつも変更前に適正化してるのかなと。
0:21:25	だから申請範囲という認可が必要な部分ではなくってそういう説明なのかなと思うんですけど、いずれにしてもその既工事計画が設計から変更がないよっていうのはしっかり我々確認をする必要があるなと思っているので、
0:21:37	というので現時点ではそれで結構ですっていう意味合いでした。
0:21:40	ただ、変更後に書いてるけど、適正化なんだっていうのはちょっと炉規則の手続きとの関係と照らしてもちょっとよく、整理が難しいなという気がするので、
0:21:52	変更後に書く以上は、しっかり説明をしていただくということに尽きるとそういうことなのかなと思ってます。
0:22:00	はい。というのが現時点での思ってるところですね。はい。
0:22:03	いずれにしても現時点では地域工事計画の設計内容から変更ないってところで説明は湯アノ理解をしましたので、
0:22:10	その内容でまずは内容の確認を今後進めていきたいと思います。申請書上のお作法を最終的に九州電力の中でもしっかり整理をして説明をいただければと思うんですけど。
0:22:21	ということでお作法的なところをどういうふうに申請書表現すべきなのかということのはしっかり今後に向けてちょっと検討していただいてまた説明いただいてもいいですか。
0:22:31	はい。九州電力の小宮です。ありがとうございます。本件につきましては、先ほどお話いただきました通り、表現の見直しだ形です、
0:22:43	既工認からの変更はございませんで基本設計方針への表現の仕方につきましては、今後、きちんと整理して
0:22:53	対応していきたいと思います。以上です。
0:22:55	はい。規制庁西内ですよろしくお願ひします。
0:22:59	次のコメントNo.5 ですけども、ナンバー5 はあれですね前回のヒアリングの中でも回答いただけてる通りで、必要に応じて今後補正申請を行うっていうその、それでその一言ですね。
0:23:11	はい。
0:23:13	はい。これは前回のヒアリングの中でも確認はしてたと思うのでその通りっていうだけですかね。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:19	じゃあ続けてコメントNo.6 ですけども、許可整合のスライドの追加ですね 8 ページ名。
0:23:28	8 ページ目を、
0:23:57	加え、うん。
0:24:05	規制庁西内ですけど。
0:24:12	まず許可の認識からちょっと確認だけしたいんですけど。
0:24:16	この基本方針って枠が超えてるじゃないですか、であと正しいって許可 の段階で書いてますよね。
0:24:24	この基本方針って書いてるものと正しいって書いてるものの関係性って どうなってるんですけど。
0:24:37	要は基本方針で書いてないことをただし書きで書いてるってそういう意 味合いなんでしたっけそうじゃないんですけど。
0:24:44	基本設計方針の中に含まれることを、正しいとして例外的に書いている のがこの許可のただし書きの話なのか、それとも基本方針方針の
0:24:52	で書いてないことをただし書きで追加的に書いているのかってのはどう いうどっち認識でしたっけ。
0:25:05	その聞いていることって、もうご理解いただけてますすいません、ちょっと 聞き方が悪いか、わかった申し訳ないんですけど。
0:25:17	もう同意書。
0:25:21	健康診断。
0:25:29	押しプラスアルファ多いですけど、
0:25:32	九州電力の小宮です。火災の影響軽減としまして、基本方針に書いて ある、対策に加えてただし書きということで、
0:25:42	中央制御室中央制御盤と原子炉格納容器の影響軽減の対策について 記載しております。以上です。
0:26:02	規制庁西内ですけど。
0:26:20	と、ちょっと待ってくださいねすいません。
0:26:36	まず基本、ちょっとそれ僕の聞き方がやっぱり悪かったですねすいませ ん規制庁西内です。
0:26:41	基本方針は、これあれですよすべての
0:26:45	安全機能を有する。
0:26:47	構築物系統への機能するすべてについての基本方針ですよ。
0:26:53	その例外的な設計方針としてただし書きがあるっていう理解をしてる んですけど、その認識にそごありますか、ないですか。
0:27:04	統一。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:06	九州電力の小宮です。ご認識の通りです。以上です。
0:27:11	規制庁西内です。うん。
0:27:15	このただし書きわあ、
0:27:18	いや、
0:27:19	要は単純に読めば、設置許可申請書の本文で基本方針とその例外的なところを書いているわけですよ。
0:27:29	今回、ハーツぽつっていうその例外的な話をまたやろうとしてるんですけど、公認でやろうとしてるのはどういう理由なんでしたっけというと、
0:27:54	要は許可段階じゃなくて許可じゃなくて、工認段階でその同じように例外の話を追加しようとしてるのはどういう理由なんでしたっけっていうところだけ聞きたいんですけどまずは、
0:28:18	入れた。
0:28:21	それと九州電力のコミヤです少々お待ちください。
0:32:02	規制庁、西内ですけど、あんまりなんていうか複雑なことを聞いたつもりではなかったんですけどちょっと僕の聞き方が悪かったら申し訳ないんですけど、
0:32:15	基本設計方針の例外規定として許可申請書にただし書きかただし書きが書いてあって、今後同じように基本設計方針の例外的なことをやろうとするわけですよ。じゃあ何で許可申請書に書かないんですでしたっけっていうそういう問いなんですけど。
0:32:32	どう。
0:32:33	時間かかりそうですか。また後日回答でもいいです時間かかりそうであれば、
0:32:40	何か九州電力のゴトウ、
0:32:42	九州電力のゴトウですよろしいでしょうか。はい、どうぞ。
0:32:48	すいません。江藤。一応今回追加させていただくはコウノ設計に関しましては、その元バーの状況電線管の布設状況であったり、固定火災への設置状況であったりっていう
0:33:00	現場の詳細な配置状況を踏まえて設計するものになりますので、今回、設工認側で設計を記載させていただいておりますで、
0:33:10	一方で中央制御盤だったり原子炉格納容器っていうところは、基本設計方針の段階でこういった設計をしないと、影響軽減の要求を
0:33:22	達成できないものというふうに考えましたので基本設計方針の方で設計をさせていただいたものになります。
0:33:29	ご回答になっ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:30	ておりますでしょうか。はい。規制庁西内です。今ので十分共通にとれてるのかなと思っていて、
0:33:38	今のその話が上の説明文だとちょっとサラッとしか書いてないんですね。
0:33:47	だから既許可では、の許可でそのただし書きを書いているのが何で許可段階でその例外的なところまで書いてるのか、例外的なところまで許可段階で書いてるんであれば普通であれば今回もそう書くべきなのに、なぜ今回はこっちなのかっていうところがもう少し具体化されればよりちょっと事実関係が明確になるのかなと思ったということですね。
0:34:07	はい九州電力の後藤です趣旨、了解いたしましたちょっと基本許可段階で書いてあるただし書きと今回の違いについてもう少し
0:34:17	訓令を明確にわかるように記載に直させていただきたいと思います。ありがとうございます。以上です。はい。規制庁西内です。
0:34:25	もう少し雄踏、
0:34:29	結局今回のこの子は、
0:34:33	青枠で各括っていただいているっていうことはそういう理解なのかなと思うんですけどこの許可の基本方針部分と許可整合を、
0:34:42	確認しているっていうことでいいんですか。
0:34:48	はい九州電力の原です。ご認識の通りです。
0:34:52	規制庁西内ですけど。
0:34:55	何かやっぱりちょっと文章が飛び飛びっていうだけの話なのかなっていう気はするんですけどね。
0:35:02	基本法、心、
0:35:05	頭なんではが、整合しているっていう考えになるんですけど。
0:35:10	この基本方針に別に何もそんなことはこの設計なんか書いてないですよ設計方針なんか。
0:35:42	九州電力の原です。すいません左側の基本方針の一番最後のところに、系統分離に応じた独立性を有する設計とするという記載がありましてこれについての詳細な
0:35:55	内容を書いているのが右側の基本設計方針の
0:36:01	いろはの項目というふうに対応づけて考えております。
0:36:08	規制庁西内ですけど、ごめんなさい今、系統分離に応じた独立性を有する設計をイロハとして書いてるっておっしゃいました。
0:36:25	それでおっしゃいましたかっていう確認だけなんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:30	すいません九州電力後藤です。ちょっとすいません補足させていただいてもいいですかすいません。江藤。今回はコウノ設計自体がその許可段階における基本方針に書いてある、3時間以上の耐火能力の分離であったり、6名。
0:36:45	1時間耐火能力を有する隔壁の分離プラス感知自動消火っていうところと同等の分離性能を持っているっていうところで、
0:36:55	整合を示す。
0:36:57	ものになります。
0:36:59	今し方おっしゃっ申し上げた3時間だったり1時間プラス感知自動消火っていうのは、基本設計方針の方にも記載しております移行労働と同じ設計でありますのでこの以降6申し訳ございません。
0:37:15	同水準の設計であるため、設置許可等の設計と整合しているというふうな記載をしているものですがけれども、具体的に航路高と、はい。箱が同水準か否かというのはもう少し、後段のページでご説明をするような資料構成となっております。
0:37:30	はい。規制庁西内です説明は理解できるんですけど上の文章や、そこは説明をしております。
0:37:44	ちょっとすいません若干音声が入るそうしているので私の声が聞こえてなかったらおっしゃって欲しいんですけど、
0:37:51	説明自体は理解ができますと、一方で上の文章を見ると、例えばですよ一方ってところの段落目で2段落目の一番最後ですね、功労こう要は基本設計方針の頃こうですね本人のね。
0:38:05	功労5と同等水準の設計であることが許可と整合しているって、何で基本設計方針のコウノ購入の中で同等水準だから許可と整合しているってなるんですたっけってそういう話なんですよ。
0:38:16	要は何か。
0:38:18	ただはしより過ぎてるっていうだけだと思うんですけどね。
0:38:20	許可との整合性を説明するっていう観点でちょっともう少し、
0:38:26	少なくとも、功労高と同水準だから許可と整合ってというのは多分違うと思っていてですね、説明が、
0:38:34	今説明いただいた内容だと、多分こういう文章にならないと思うんですけどっていうところでした。
0:38:40	何か確認したいことって伝わります。
0:38:44	許可との整合性はだから許可のここが工認でこうなっているからっていう説明ですよ、普通は。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:51	何かその間が多分間から変えちゃってるのかなっていう印象を受けたんですけど。
0:38:59	はい九州電力の後藤ですご指摘、理解いたしました今、基本設計方針の中の移行の項と同水準というふうな書き方をしている制度とちょっと当初の
0:39:11	頭のなかーのオオハシパーツパーツをちょっと文章にしてしまっているがために許可本文と整合しているっていう旨が伝わらないような文章になってしまっておりましたので、
0:39:23	まずこのは並行してます。
0:39:28	設置許可の基本方針にある、3 時間以上の耐火能力であったり、1 時間プラス感知自動消火というところの設計と同水準であるっていうところを、文章として表現できるように修正したいと考えます。以上です。
0:39:39	はい。規制庁西内です先ほどの説明で内容は理解をでき、事実関係は理解できたので、ちょっとそうですね説明したいことを、
0:39:49	に応じて文章を明確にしておいていただければというくらいの確認でした。
0:39:55	はい。よろしくお願ひしますあとは先ほど説明の中であったように
0:39:59	詳細設計段階っていうところの理由が、今文章上現場の状況を考慮していうところしか書いてないんですよ。
0:40:07	そこら辺はもう少しちょっと具体化していただければより共通認識になるのかなと思ったのでそこはちょっと殊、充実化をお願いしてもいいですか、具体化を。
0:40:18	イズミフクハラです。拝承です。失礼しました。
0:40:22	はい。規制庁西内ですよろしくお願ひします。
0:40:26	衛藤。
0:40:27	続けていきますね。ちょっとだけ待ってくださいねすいません。
0:40:37	はい。
0:40:40	続けてコメントNo. 7 番ですかね。スライドの 10 ページ目ですと、
0:40:51	スライドの 10 ページ目のところで、
0:40:55	これはあれか。
0:40:59	いいのか。いや、違うな。すいません。
0:41:03	範囲を限定することができる施工範囲を限定することができるため、
0:41:25	これ。
0:41:31	そっか、そうなるのか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:55	いいのか、規制庁ニシウチエザワいいのか、すいませんちょっと、ちょっと若干マイクなっちゃいますすいません。
0:42:02	このコメント回答自体はいいのか。
0:42:07	これはあれですよねさっきの
0:42:11	1 ポツの理由との兼ね合いですよねまだ早期に改善することが目的だから、
0:42:17	こういう方針を、
0:42:21	出すと、これ。
0:42:23	手応えねえ。
0:42:35	葉山飯野か。わかりました。いや、
0:42:38	そっか、ちょっと若干、確かに僕があれですね。
0:42:44	前回の部屋で、
0:42:50	早期に即し、早期に復旧、早期 2 期工事計画に即した現場状況にできる理由を記載すること。
0:43:02	書いとん
0:43:03	であるんですけど、若干あれですねちょっと僕のコメントがわかりづらかったかもしれないですねすいません。
0:43:12	ここは
0:43:15	左、
0:43:23	はあ。
0:43:26	いや、えっとですね、ちょっと何て言えばいいのかな。
0:43:33	ちょっと待ってくださいね。
0:44:01	どう
0:44:07	すいませんちょっと私のちょっとコメントが誤解を与えてたら大変申し訳ないんですけども、
0:44:13	まず、早期に改善できる理由を説明してくれという趣旨で言ったつもりはないです。すいません。まず、
0:44:23	いや、多分ですねそういう発言を私した記憶もあるんですけど、言いたかったことはそこではなくて、
0:44:35	結局この左の図と右のズーの違いなんですよ。明確にしておきたかったのは、
0:44:47	左の図は、
0:44:54	これケーブルが蓋通 2 系列あって、
0:45:00	従来からの設計っていう形だと、この功劳高っていうのが何か間の四角囲いに書いてあるじゃないですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:21	だ結局今これどういう状態なんでしたっけ。
0:45:28	言うのか、わかりづらいんですね。
0:45:32	言いたいのは、そうそう。
0:45:37	要は中子0の左側の図を見る等、
0:45:44	電線管たちの間に、
0:45:48	何か耐火隔壁を置くようなイメージの度になってるんですけど。
0:45:54	これ、だから概念図ですよこれ。お互いをこの吐露っていう手段に応じて、
0:46:00	何か分立っているのが概念図ですよ。
0:46:03	いや何て言うんですかねそのケーブル電線管っていう具体なずっと概念が何か入りまじった図になっていてわかりづらいってことですかね。
0:46:13	もう少し言うのであれば、
0:46:17	それで九州電力の五藤です。今、10ページでお示してる自体は、西井さんがおっしゃるように概念図になっていて以降やった色っていう対策によって、
0:46:28	異なるそういう系列のケーブルが分離されるよっていうような概念図になってますんで、今し方ちょっと西さんのお話伺ってると、
0:46:39	もう少し当社がお示すべきしか当社がわかりやすく説明するために示すべきものっていうのは、その移行露光だったりっていうところの対策をすると。
0:46:50	こういうところに耐火材も開いたり、体をどれくらいの範囲で対策が要るよ。ただ一方で、ここをやると、固定化債権からの影響を見たりだとか、移行の影響を見たりすることで、
0:47:04	このこら辺には耐火材がいるんだけど、この範囲は要らないよみたいな対策、耐火対策をとるような、講じるような範囲の概念がわかりづらいっていうような、
0:47:18	どうでしょうか。
0:47:19	そうまずそうですね
0:47:23	まずそこですね、
0:47:30	現状
0:47:33	ケーブルと電線かもこれ具体的な図になってるじゃないですか。
0:47:38	一方で
0:47:41	onん何層そうですね何か、何て言うんですかね

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:46	具体的な施工現場のイメージ図なのか、概念図なのかがちょっとわかりづらいついていう言い方ですかね。
0:47:54	今回は特にその現場の状況を踏まえた系統分離対策としてす。
0:48:00	今回、計画をされてるわけですよ。だからまず現場の状態のものを、についての説明っていうところが欲しいなっていうところですかね。
0:48:09	そういう意味で
0:48:11	現状どうなっていて、
0:48:14	既工事計画の設計しようと思ったらこういう設計なんだけども現状はこれできてなくて、
0:48:20	早期の改善を目指すためにこういう小設計を今回で現場の状況を踏まえて提案するんだってそういうことですよ。
0:48:29	その流れがなくこの 10 ページでわかるかというところちょっとわかりづらかったなっていうそういうこととこころでした。
0:48:35	で、すみません
0:48:38	説明をちょっとして欲しいちょっと関係事実関係を整理して欲しいという中で、多分早期にできる理由っていうのは、
0:48:49	まさに現状と、
0:48:52	ほぼ現状に対して、工事計画の従来設計頭がこうなる。
0:48:57	ていうのが今回こうしようと思っているって多分現場の状況を踏まえてこうしようと思っているっていうワードが続くわけですよ。だからそこで多分明確になるのかなと思って多分理由をっていうような、多分文脈で僕がコメントしたつもりだったんですけど。
0:49:08	ちょっとわかりづらかったら申し訳なかったですすみません。
0:49:13	九州電力の後藤ですすみません。こちらがちょっとイトウをとらえきれてなくて、ちょっと申し訳ありませんでした。衛藤。
0:49:22	いわゆる、今回のはコウノ設計として、この設計自体は現場状況を見て、火災、現場状況、詳細の現場の状況っていうのを踏まえて設計をし始めているものだからまずは本人から始めていてで、
0:49:36	現場状況を見て設計をしているんだったら、まず現場状況はどんなもので、
0:49:41	勝江藤以降 6 項で設計したらどういふふうな対策になるんだけれども今回当社がどういふふうに、現場状況を踏まえてはこの設計をしたのかっていうのが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:51	概念図っていうよりももう少し具体的にわかるように現場状況ってどんなんだからというこういう設計をしたんだっていうのがわかるようなことで、
0:50:01	図cしてお示しできるように修正をしたいと考えます。
0:50:07	おそらく今回 10 ページの一番下に書かせていただいたところちょっと、コメントの趣旨を履き違えてしまってたんですけれども、ここのその施工範囲を限定できるとかっていうところもその中で見えてくるものかなと考えております。
0:50:22	できるかっていうこともその中で見えてくるものかなと、よろしかったでしょうか。
0:50:27	はい。規制庁西内です。
0:50:31	そうですね多分何かこの施工範囲を限定することができるっていうところの意味合いは、
0:50:36	現場の状況を踏まえたら、ここは
0:50:40	いわゆる従来の設計だった耐火材を全周巻くわけですよ。
0:50:44	一方で現場の状況を即したらいわゆる固定は下限とかがなくて、
0:50:49	というようなそういう場所もあるわけですよ。
0:50:52	あとは一方で固定は影が近くに存在して、系統分離対策をしっかりとしないといけないという部分もあると、そういうようなそういうのは、様々な現場の状況があって、それを精査した設計なんですって多分そういうことだと思っていて、
0:51:05	そういうことがちょっともう少しわかるようになっていうところなのかなと思いました。一方で、最終的にはこういう概念図も何かわかりやすさとして必要だと思うんですよ。
0:51:15	なので別に残しておいてもいいんですけど、ただちょっとまずお願いをしたいのは、私がちょっと確認をしてしたかったのは、先ほどの許可整合の話と結局同じなんですけどね。
0:51:25	今回の対策で結局現場の状況を踏まえた対策なので、
0:51:29	現場の状況の説明をもう少ししていただかないと、ちょっとまず申請理由がちょっと理解がしづらいついていうところですね。
0:51:40	九州電力後藤です了解いたしました今回の設計の趣旨まずはそそいったところからも来るので現場の状況っていうのはこういうものだったところから入って、設計をご説明できるようにちょっと資料を修正いたしますありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:54	うん規制庁西内ですそういう意味ではそれがあつた上でこの説明なのかどうかっていうところですね別にこの 10 ページ目を直して欲しいというそういう趣旨よりかは、
0:52:05	さっき言ったようなストーリーがちょっと説明として欲しいというところですかね。
0:52:11	結局さっきの許可整合の中でも現場の状況を踏まえたっていうところのワードを具体的についていうところをお願いしたのはまさにそういうところの意図からきてるところですので、
0:52:21	よろしいですかね。イメージ伝わります。はい。10 ページの修正というよりも、今回の工事の趣旨から繋がるところで、現場の状況はこうで、
0:52:34	今回こういった意図で設計をするってところが伝わるように、資料、どちらかという、ページを追加する形で資料修正させていただこうと思います。以上です。
0:52:44	うん。はい。規制庁西内です。そうですね、同等水準の多分系統分離対策っていうものを説明する時には多分こういう 10 ページの表つてのはすごいわかりやすいと思うんですね比較がされているので、
0:52:57	従来設計っていうのはこういう設計だったんだけどそれと比較したらこうなるっていう、
0:53:01	そういう意味ではサマリーとしてはわかりやすいものなのかなと思うので、別にこのページをいじるというかさっきおっしゃったように、アノっていうようなイメージですね。はい。
0:53:11	ちょっとゴコウアノすみませんちょっとご確認いただいて、
0:53:15	申請理由申請範囲申請理由というところを踏まえたちょっと説明というところをお願いできればと思います。
0:53:23	よろしいでしょうか。
0:53:28	はい。はい、拝承しました。
0:53:31	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
0:53:36	続けてですかね 11 ページ目ですね電線管等のイの対策について、種別ごとに、
0:53:44	適用可能な設計について説明すること、先ほどプルボックスとかいろいろな種類電線管がありますって話があつたと思うんですけど、
0:53:54	カトウ電線管は、いわゆる、
0:53:59	1.6mm以上ないので、
0:54:03	ないのでないんだっけ。
0:54:05	ないんだっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:08	4 ページ目で、違う材質の方が。
0:54:11	材質が異なるので、カトウ電線管についてはもう耐火材、耐火隔壁を真木に行きますってそういう理解ですね。
0:54:21	石栗河田です。はい、ご認識の通りです。
0:54:24	はい。ここは理解できました明確かなと思いますありがとうございます。
0:54:29	9 ページ目の難燃ケーブルによる自己消火。
0:54:34	それについて原理を説明すること、これは 12 ページに記載がされてい てと。
0:54:43	難燃ケーブルの採用元敷地によって自己紹介する設計を以下に示す と。
0:54:50	はい。
0:54:53	両方ともあれですね同じ話ってことですよねと。
0:55:00	はい。
0:55:03	はい。
0:55:03	江藤。これ、何か規制庁側から確認ありますか。
0:55:10	火災対策室の斉藤です。これ多分私がいろいろと申し上げたんで、対 応していただいていると思うんですけど、まず 11 ページの、
0:55:20	ところで、電線管等のうち、可とう電線管は当該設計の対象外って書いて あるんですけどももう一度確認なんですけど、
0:55:31	ここの電線管等っていうのはおそらく 4 ページのところにある図の、
0:55:37	プルボックス等中継端子盤等カトウ電線管と、あと 1(1)番から(1)番から (4)番まで四つあるうちの(4)番を外すということを指していると理解して るんで、
0:55:51	プルボックス等中継端子盤については、この設計が適用できると、いう ような話と理解してよろしいですか。
0:56:05	はい。九州電力の原ですはいご認識の通りです。
0:56:11	はい。火災対策室の斉藤です。塗装する等、
0:56:15	例えば、
0:56:20	例えば、足みたいな、11 ページの足みたいなところで、
0:56:26	プルボックスが一挟む等、
0:56:29	プルボックスがある等、それはここの 11 ページの右上の、
0:56:34	何だ、右上の図で長屋氏の足の図のところ、これが今、電線管になっ てるところがこれがプルボックスになるとか、そういう
0:56:47	電気の端子になるとかそういうイメージということですかね。
0:56:52	九州電力河津はい。ご認識の通りで間違いございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:58	はい。考え方としてはまずそこはわかりました。その上で
0:57:05	12 ページ、Noのところなんですけど、まずちょっと事実関係として、電線管の中に、難燃ケーブルが施工されてるのって結構あたりされるんですか今回の話の中には、
0:57:25	はい。九州電力の原です。基本的には難燃ケーブルを、現場敷設しております。
0:57:32	はい。火災対策室の齋藤です。わかりました。それで、
0:57:37	難燃ケーブルって、ここに 12 ページに記載されてる通り、自己消火性とか延焼性について一定の、
0:57:49	能力は発揮するということになってはいるんですけども、これ以上の例えばUL-1581 とか、それからITリプル飯野。
0:58:00	383 の垂直トレイ燃焼試験以上の熱が与えられれば、当然それは燃えますよっていう仕様なんですけれども、
0:58:09	今回そういうそれ以上の熱が与えられないというふうに、なんかで考えているからこういう記載のされ方になるということで理解してよろしいですかね。
0:58:28	九州電力の後藤です。少々お待ちください。
0:58:56	あ、すみません九州電力の後藤です。
0:58:59	今回難燃ケーブルであったり、両端に耐熱シールを処置した電線管の敷設によって自己消火を期待するのが、火災防護対象ケーブルを敷設する電線管内部での火災っていうことを、
0:59:12	体の影響がないかっていうところでの想定に対して期待してる設計になってございます。なのでその統計ブルーの単品の火災による、
0:59:23	単品の火災の想定になりますので、著しく大きい火災になることはないというふうに考えてございますが、一度、また当社内で整理した上でご説明させていただければと思います。以上です。
0:59:36	はい。火災対策室の齋藤です。まさしくその部分を整理していただきたいんですねで、私の理解で申し上げますと、12 ページで言うと
0:59:48	両端に耐熱シールを処置した場合は自己消火性の話はさておき、結局延焼する中で、電線管を両方再度塞いでしまっているんで、
0:59:59	それで結局熱があったとしても、酸素がなくなるんで、結局そこから先燃えませんという話なんですよで、
1:00:08	右側の話は、要は電線管に耐熱シールしてないんで、要はそういう火種になる、ならないみたいなところの話が追加でないと、多分

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:19	この説明なかなか台詞たのなかなか話として難しいんだろうなというふうに思っているんですね。なんで、逆に言うと、先行プラントとかは、
1:00:29	難燃ケーブルの話在前面に出さずに、難燃性の耐熱シール材の処置等による自己消火する設計とすると。
1:00:37	というような言いぶりがメインに来てるんだというふうに私は理解しているのでちょっとその辺も踏まえてですね、ちょっとこの 12 ページのところの説明の仕方とあと 10 ページの感知消火と、
1:00:50	書いてあるところの箱の(イ)のところの書きぶりについてちょっと整理をしていただければと思います。よろしく願いいたします。
1:01:01	九州電力の後藤です了解いたしました。
1:01:09	はい。はい。議長西内です。
1:01:12	続けて、
1:01:16	13 ページ目と 14 ページ目ですかね。
1:01:38	ここは割とわかりやすくなったところですかね。
1:01:52	はい。
1:01:56	はい。何か確認事項ありますか、規制庁から。
1:02:08	火災対策室の際ですこれはもう本当に単純な確認なんですけど、11 系
1:02:16	等、隔壁の仕様等については参考資料 2 に示すというのが 10 ページに書いてあって、その話についてはこの 13 ページとか 14 ページにある。
1:02:29	鉄板＋離隔による 1 時間耐火隔壁とかいうところにもすべて適用でき、適用した考え方ということで理解すればよろしいでしょうか。
1:02:41	イズミフクハラですはい、ご認識の通りです。
1:02:46	火災対策室の齋藤です。Dと、ちょっと確認なんですけど、13 ページの方の左の平面図は 1 時間耐火隔壁の前に耐火材の施工によるっていうふうに書いてあって、2、
1:03:03	これは工程が笠井元だからそうなんだと思うんですけど、14 ページの方の左側の
1:03:11	平面左側の平面図の方で、1 時間耐火隔壁っていうのがちょうど坂
1:03:18	図の真ん中ぐらいにあるんですが鉄板＋離隔によるって書いてあってこっちも
1:03:23	14 ページの方はこれはもう鉄板＋離隔で、限定されてるとつまり、
1:03:30	参考資料の 2 っていうのが 30 ページだったかな。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:35	2、記載されてるんですけども、これのうちの離隔距離が入ってる、⑦番とか⑧番とかそうしたもの2、とりあえずこの14ページの対策は限定されているという理解でよろしいですか。
1:03:55	はい。九州電力の原です。はい。後西野通り14ページの方で書かせていただいているのは、⑦や⑧等を書く。
1:04:04	を、必要とするものについて、リレーとして書かせていただいております。
1:04:11	はい。理解いたしました。はい。私からは以上です。
1:04:16	はい。規制庁西内です。ちょっと細かいところすいません追加、細かいところとかすいません追加でもう1点だけなんですけども、
1:04:24	これ耐火材による。
1:04:28	で、分離する場合と、
1:04:30	鉄板及び各様によって分離する場合の、
1:04:35	ちょっともう少し言うと、これ多分タイトルが何か違うような気もしてて、要は電線管に施工している場合と、
1:04:44	電線管とかケーブル、ケーブル、ケーブル側に火災防護設備を敷設する場合と、あとは、
1:04:51	いわゆる固定化債権側に敷設する場合と違いがあるってということだと思っておりますけども。それはどういう使い分けでそういう設計をされてされてるんですしたっけ。
1:05:03	要はこういう場合は電線管側を守るというか電線管が落ちする、こういう場合は固定火災現場を対処するっていうそういう使い分けは何かあるんでしょうか。
1:05:15	九州電力の小宮です。固定化再現との分離として耐火材を施工しますが、右下13ページの左側の平面図にございます。
1:05:26	左側の平面図のさらに左側に固定化債権として油内包機器と示しておりますが、油内包機器と公募対象系列の電線管が、
1:05:37	距離が近い場合につきましては、運営、
1:05:41	定価制限の油内包機器側はこちらの回転機器になりますので、固定化制限側には、耐火材の施工ができないと、こういった場合につきましては電線管側に、
1:05:55	電線管側に耐火材を施工いたします。エミ右下13ページのへ、左平面図の右上側に電気盤の固定化債権がございしますが、こういった場合につきましては、基本的に電線管側に耐火材を巻く方向で、上手く設計しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:12	ただし現場の施工状況から、衛藤電線管側に負けないようなものがございましたら、固定化債権の電気盤側に巻くこともあるかと考えております。以上です。
1:06:34	等、
1:06:36	ふうん。
1:06:38	ちょっと待ってくださいね。
1:06:48	今の説明だと基本的にあれですか、電線管側に隔壁を設置しようとしているってことですか。
1:06:57	九州電力の小宮です。ご認識の通りです。
1:07:01	ちょっとだけ確認なんですけど、14 ページの方の、
1:07:05	右上のケーブルトレイ図ってこれ蓋を芯なんか鉄板を追加で置きにいこうとしているものですかこのだって、
1:07:14	元からある鉄塔の話。
1:07:18	九州電力の小宮です。
1:07:20	右下 14 ページの右上のケーブルトレイの図につきましてはもともと鉄板が置いてあるケーブルトレイもございしますが、ないものに関しては追加で伝播を、Pepperの蓋を設置する設計としております。以上です。
1:07:32	はい。規制庁西内です。そうすると、14 ページの右上とかは何かイメージが合わなくて、基本電線管が湧くんですよ。
1:07:42	でもケーブルトレイ側に何か蓋する場合もあるって言われると、基本等なんか相反する考えが何かそこにありそうなんですけどっていうくらいですかね。
1:07:52	九州電力の五島です。ちょっと、今志賀た当社からの説明で少し人シキイを止めてしまうようなところがあったんで、少し補足させていただきたいんですけれども。
1:08:03	14 ページにお示ししております、担当空気層の理学による設計がかなうようなところ、具体的に言うと、500 に 1.6mmの鉄板があるもしくは、加えて%載せることができたり、
1:08:18	それに加えて離隔が 500mm以上あるような現場っていうのはその周辺の瀬古の条件にもよりますけれども、こちらを採用することによって、
1:08:30	電線替え耐火材を巻く施工量というのを減らすことで技術基準への早期、技術適合性の早期改善が見込まれますので、これが採用できる箇所っていうのは、基本的にはまずこれを第 1 に考えるものかと考えております。ただ、その周辺において、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:47	電線管に耐火材を撒かなければならないような状況であれば一遍に巻いてしまうということもあろうかと思えますけれども、この李カクウによる対策ができれば、そちらをまずは何だ第1の候補とすると、で、
1:09:02	先ほど当社が電線管にマップ等を優先しますというふうにお伝えしましたのは13ページにお戻りいただきまして、衛藤。
1:09:11	沿線間にまく図を今お示しておりますで、基本的に耐火材によって分離する設計は、電線管の方に耐火材を巻くことで考えてはございますが、
1:09:23	場合によっては、固定化再現側に耐火材等を処置することによって、固定化債権等、電線管内のケーブルを耐火材によって分離するというのも、
1:09:35	黒田考えられるとは思っておりますそれが※2に書いてあるものになりますけれども、電線※2の内容申し上げます電線管等に1時間耐火隔壁を施工できない場合は、
1:09:46	電気盤に1時間耐火隔壁を施工すると、このようには書いておりますが、最終的に電線管に撒かなければならないことを考えると、電線管への施工というのを優先しますというふうな発言を先ほどさせていただいたところでございました。
1:10:00	すいません以上になります。はい。規制庁西内です。
1:10:04	そうですね。だからやっぱりあれですよねさっき言ったちょっと現場の状況を踏まえた対策なんですよね今回あくまででそうすると、一番最初に出てくるのは、こっちの、
1:10:14	鉄板及び離隔距離による分離だから今現状で、現状の設備はいまだに現場の状況、
1:10:21	現今の現状の設備配置で十分に系統分離がこの固定化債権との分離というところがなされている部分については工数このまま現状を、現状の設計を期待する設計にするわけですよ。
1:10:33	でできてない部分についてはこういう設計にしますっていうそういう流れの方が何か、
1:10:37	やっぱりイメージが、
1:10:39	ちょっとあれなんですよねその説明を聞いている。いや多分説明の順番は別にどっちでもいいんでしょうけど。
1:10:45	説明を聞いているとなんか、現場の状況を踏まえた対策なんだというわりに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:50	何かそういう説明が何か随所で聞こえないっていうのがちょっと疑問点でしたっていうところですよ。
1:10:56	そういう意味では先ほどの多分コメントにも全部統一される話なのかなと思います。順番をっていう順番を豊川の説明の、
1:11:04	説明したいことをやりたいことに沿った説明内容に沿って、して欲しいというくらいのコメントですかね。
1:11:11	九州電力の後藤さんの了解いたしました先ほどの今回の本人の趣旨から振るところで、私も今お話ししながら、14 ページの方が、
1:11:23	まずは我々としてねらっている設計でこれができないところは 13 ページの設計をするっていうところで考えておりますので、ちょっと説明の仕方等まず、順番が変わるものかなと思ってますけれども、説明の仕方ちょっとよく趣旨を踏まえて説明できるように、
1:11:38	留意いたしたい、留意したいと考える以上です。うん。はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:11:46	その際に何ですかね使い分ける理由がどういうふうにあるのかっていうところはポイントを押さえてもらえればいいのかと思いますけども。結局だからどっちでもこれあれですよ
1:11:59	うん。どっちでやっても、分離ができるわけですよ。
1:12:03	そこをまずしっかり説明いただくってことだけど、だからまずはですね順番だけちょっと確認をしたかった。それだけですね。はい。よろしくお願いします。
1:12:17	続けて、10 人どうぞ。はい。葛西氏のタカハシですちょっと 14 ページの先ほどの説明でケーブルトレイと、
1:12:27	電線管が 14 ページの図のように黒須になってる状態で、鉄板がない場合は新たに設置するって話だったんですが、このようにクロスしてる場合、
1:12:39	電線管に対してどの範囲で鉄板を設置する予定なんでしょうか。
1:12:48	九州電力の花田です。6 メーター範囲内に鉄板を置くことになると考えております。
1:12:58	課長の高橋です電線管の端から端、
1:13:03	から左右 6 メートルの範囲。
1:13:07	2 限や、最低限の範囲でやる予定それともせっかくなついでに全部やるとかっていう話もあったりしますか。
1:13:18	イシイ電力ハラです。そこは現場の施工状態を見ながら、若干オク範囲を、県、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:26	各場所で検討したいと思います。
1:13:30	はい河西さんのタカハシです。では最低限口、左右 6 メーターの範囲はやるということで確認しました以上です。
1:13:39	はい、ありがとうございます。
1:13:43	はい。規制庁西内です。よろしく申し上げます。じゃあ続けて 11 ページはこれは記載を、
1:13:51	断面BB断面の足を明確にしてもらったというところで、何かありますか ね確認しておきたいでよろしいですか。はい。
1:14:01	続けて 12 ページ目です。固定化作業の抽出の話でございますと、
1:14:10	えーっと、
1:14:13	火災荷重管理表をもとに、
1:14:17	抽出し、
1:14:23	火災管理表っていうものは火災防護計画上定めている可燃性物質の 量、
1:14:28	テストでここ言っている、その可燃性物質の量を管理しているこの火 災荷重管理表っていう可燃性物質の量は、
1:14:36	要は
1:14:37	どんなに、社会者、
1:14:40	紙とか、そういうようなものもすべて、漏れなく管理している管理表だっ てそういう理解でいいんですけど。
1:14:53	イシイ電力の原です。現場に置いているものについては、法律の通り、 管理させていただいております。
1:15:01	はい。規制庁西内ですわかりましたで。
1:15:04	それを抽出する等、そこ行った設備がたくさんありますように。
1:15:13	明らかに影響与えないものを除きっていうところ。
1:15:21	うん。
1:15:22	そうですね多分充実してもらってるのかなこれは、明らかに影響を与え ないものを除きっていうところ
1:15:31	ここら辺具体的に何をっていう話を浅香米印についているのか、
1:15:39	参考資料 4 と 5。
1:15:43	うん。
1:15:47	3 号資料の 4 統合。
1:15:51	分については、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:54	これはあれですかね関西電力の方で先行して系統分離に係る申請は審査実績がありますけども、それと同じこれ知見を使っているって理解でいいんですけどつけます。
1:16:06	TC電力の原です。はい。参考 4 についてはご認識通りです。規制庁西内です。承知しましたこれ今後具体的な補足説明資料で具体的内容、これはどういうふうにかつていうところとか記載されると思うのでそちらでちょっと事実確認をさせていただければと思います。
1:16:24	参考 5 の方ですけども、
1:16:28	参考 5 の方を、
1:16:30	うん。
1:16:42	これはあれですね
1:16:44	具体的な内容が来ないとなかなかこれだけだとちょっと確認がしづらいいところもあるのでちょっと具体的なものができてからちょっと詳細には確認するっていうところでしょうか。あと、
1:16:55	一ついうのであればまずう。
1:16:58	右旋メガジュールっていうのは何か、どうやって、
1:17:02	考えたんですけどつけ。
1:17:04	なんか、いや何て言うんすかね
1:17:08	この解析でやって確認してるっていうことだと思んですけど、何か解析は生命が出るっていうことを前提にした解析になっていて、
1:17:16	要は最初に線を与えることが何か前提となっている解析をやってることだと思んですけど、線っていうのはどこから決めてるんですけどつけ。
1:17:25	どうやって、九州電力の
1:17:28	どうぞ。申し訳ありません。はい。九州電力の五島です。統制メガジュールっていうしきいた閾値と申しますか設定値自体は、加古工場等で可燃物置く際の目安となる基準等から、プラス、
1:17:42	あと、仮置可燃物として、4 平米程度の顆粒可燃物の設置が多いっていうところから、1000 メガジュールっていう値をまずは設定はしているんですけども、その設定した値が、評価した上でどのような
1:17:58	影響範囲を示すかかっていうところを確認して、確認された結果を今後採用していくっていうものになっておりますので、説明ができるっていうところの設定値自体にあまり大きな意味合いは、
1:18:11	ございません。以上です。はい。規制庁西内です。
1:18:17	車で、あとは

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:23	2 ポツの括弧書きで、金属筐体に囲われていない可燃性物質のうち発熱量の高いものとして非難燃ケーブルを選定っていうのは、
1:18:35	これは、
1:18:37	どういう意味の文章と思えばいいんですたっけ。
1:18:44	はい。九州電力の後藤です。まず金額筐体に囲われているようなものであれば、参考の 4 にお示しております。電気盤の燃焼の試験から、
1:18:57	周囲に影響を及ぼさないっていうふうな考えができますので、まず近居金属筐体に囲われているものを、ごめんなさい、ごめんなさい、規制庁ニシウチツアー、すいませんちょっと若干あれでした
1:19:10	これあれですか解析の解析の条件として何を想定するかってそういう話ですか。
1:19:16	おっしゃる通りですいませんその前提が抜けておりました。はい。わかりましたわかりました。そうですね。
1:19:21	実際の現状ということですね。はい。わかりました。わかりました。ちょっといいです最後補足説明資料見てちゃんと確認をしたいので、
1:19:31	それで確認をしますけど、あ、わかりました。
1:19:35	FDTTSを使います米印で、
1:19:39	影響軽減対策の話ではないですよっていうことは書いてもらってと。
1:19:46	で、
1:19:48	極めて小さいため、
1:19:53	火災や、これドバイする。
1:19:58	この確認結果、0.1 未満っていうこの未満っていうのは、何か具体的な値は出てこないんですたっけ。
1:20:07	九州電力のゴトウですこちらですねちょっとFDP数で算出する際に、マイナスの値だったり明らかにその小さ過ぎる値だと数値を出してくれなくてですね。
1:20:19	なのでそういった数値に関してはもう、ちょっとおそらく 10 センチもないんでしょうけれども、0.1 未満ということで記載をさせていただいております。ちょっとその補足といいますか、このように書いてしまうとそういう結果が出てるように見えるので、
1:20:33	2.1 未満等確認結果を記載している箇所については、なぜこのように変えたかっていうのをちょっと、追記させていただこうと思います。
1:20:40	以上です。はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
1:20:45	で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:48	この除外する。
1:20:54	とりあえずわかりました。ちょっとまた最終的には補足でてちょっと具体的な内容と照らしてちょっと確認をさせていただこうと思いますと。
1:21:02	現時点で何かこの点、笠井はんこ4号渡内閣にありますか。
1:21:12	火災対策室のサイトウですちょっとすみませんの中身をもう一度確認させていただきます32ページの参考4なんですけど、
1:21:23	電気盤火災って、何ボルトの、
1:21:29	電気盤で、を想定しているのかみたいな前提条件っていうのはどっかに書いてあるんですけど。
1:21:55	急にこれテツアキ少々お待ちください。
1:21:59	火災対策室の齋藤ですこの部分については参考資料なんで、今すぐ答えられなければ、またし、いろんなところの資料を調整していただくときに、
1:22:11	簡単に条件とかを書きいただければそれで結構です。
1:22:17	はい承知しました。後日、こちらの方記載を充実化させ、
1:22:22	させていただきます。
1:22:24	はい。すみませんあと中身でもう1点だけ教えてください
1:22:29	一番の坂内の電気器具の燃焼試験特性の試験結果で一番のところで難燃性試験の結果って書いてありますけど多分これ過電流をかけたん
1:22:41	断線して、断線して発火に至らずだと思うんですねちょっとそこら辺のなんてどうして、発火に至らなかったのかみたいなところ。
1:22:51	ここ多分一つ目は、断線し電、えっと、断線したからか電流で断線したから発火に至らずだと思うんですね二つ目のところは、接点分の20アンペアの電気し、電流遮断が起こったので発火せずだと思うんですね。
1:23:08	それと合わせて、2番のところで過電流試験の結果みたいなところで、これがどういう条件だかはすみませんよくわかんないんですがさ、温度が最大110度でありというのは多分檀。
1:23:20	断線しないように多分の一番最大の
1:23:24	過電流をかけた結果としてこうでしたっていう話だと思うんですけどもちょっとそこら辺の因果関係もあわせて整理しといていただけると助かるんですがよろしいでしょうか。
1:23:35	九州電力原です。はい。拝聴しました。
1:23:39	記載の充実化と整理を行います。
1:23:43	はい。よろしく願いいたします私からは以上です。
1:23:49	はい。規制庁西内です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:52	続けて、
1:23:56	持ち込み可燃物の種類ですかねスライドの 18 からですけども、
1:24:07	持ち込み可燃物の種類として、
1:24:15	保管と一時持ち込みっていう違いがあって、保管と一時持ち込みまだ違いワーどういう違いなんですかね。
1:24:24	どういうふうに使分けてるんでしょうか。
1:24:29	はい九州電力の原です。他につきましては、
1:24:36	上の右下 18 ページのするスライドの右側に、
1:24:42	書かせていただいています通り、
1:24:44	日々の作業完了時に持ち出すことが困難で、当該規格なりに保管する必要がある可燃性物質
1:24:54	について保管という扱いで、現場に置くこととなります。一時持ち込みにつきましては下に書かせていただいている通り、
1:25:04	作業者が、一時的に持ち込み保管以外の、
1:25:10	補を現場に保管するもの以外についてですね、一時的に持ち込んでまた持ち出すものというのを、1 持ち込みとして整理しております。
1:25:23	規制庁西内です。ちょっと保管と一時持ち込みの定義を多分最初に何かタイトルみたいに書いていただいてもいいですか。
1:25:31	要は人が持って出てい人が出てもって入って、そのまま、そのまま人と一緒に出ていくものが一時持ち込みっていうそういう理解でいいんですけど。
1:25:43	はい。九州電力の原です。ご認識の通りです。保管等 1 ごみ持ち込みのそれぞれのページについて記載を追加したいと思います。ありがとうございます。
1:25:55	そうですね。
1:25:57	いや、何ですかね今の記載妥当保管する必要な保管っていうワードですって書いてるのはちょっとそこだけ明確にしてもらってもいいですかっていうのが一つですね。
1:26:10	で、それらをどういうふうに管理しますっていう話なんですけど等、
1:26:20	一時持ち込みの方からですかねわかりやすいほうで言うと、こっちはもう人が関心をして、
1:26:29	火災が発生した場合には早期に感知消火を行う運用とすると。
1:26:36	で、具体的な内容は参考資料 7 に書かれていて、うん。
1:26:41	これは持ち込みの例が書かれてるだけですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:47	ちょっと1個は1点確認なんですけど、消火活動を行う運用とする、全域ハラ消火施設装置の有無に応じて適切に対応するってところなんですけど。
1:26:58	これはちょっと、ちょっとまだ実態が理解できてなくてですね、
1:27:03	人が入って作業する場合において前期はの消火設備って特に電源を切ったりとかそういうことはしないって理解でいいんですけど。
1:27:14	市原九州電力名倉です。ご認識の通り、はい。ハロンの方のリニアぴったりはいたしません。
1:27:23	わかりました。だからそれはあれですねハロンが人体に無理だからっていうところが大前提にあるってそういう理解でいいんですよ。
1:27:30	はい、ご認識の通りです。わかりました。消火活動を行う運用はするってことでいいですね。消火設備に期待するわけではなく、
1:27:43	綾消火活動を行う運用として、例えば、全域ハロンがある場所については全域ハロンに期待するんだっていうと、それはちょっと持ち込みちゃって消火活動を行うっていう表現になるんですけどっていう確認、そういう意図を確認したかったんですけど。
1:28:08	はい。九州電力の花田です。
1:28:12	持ち込み物に関しましてはまずは作業者の消火活動を期待しまして、場合によっては全域ハロンの自動消火装置、
1:28:24	が、
1:28:28	機能する場合もあると考えております。
1:28:33	規制庁に周知です。だから、すみません全域ハロンには期待しないって理解でいいんですか。
1:28:41	前期ハラに期待しない消火活動体制を引くってそういう理解でいいんですかね。
1:28:48	期待できる場合は期待するのかそもそも期待しないのがあったらいいなぐらいなのか、どっちでいってかかっていうところだけ明確にしておきたいってところですね。
1:29:09	これも別に今答えていただかなくてもいいですよ。今後こそ説明書で具体的な内容出てくると思うのでその際に合った形でも結構です。
1:29:20	九州電力の後藤です。消火活動としてももちろん初期消火として人の手による消火っていうのにも期待しますし、火災が進展していけば、固定式の消火設備もハロン消火設備というところにも期待します。
1:29:35	で、あと加えてちょっと補足させていただきたいのが

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:39	海水ポンプエリアとかになりますと全域の消火設備ではなく、局所のC Oツー消火設備がついていてここについては、人の消火に頼らざるをえ ないところもありますのでそういった意味で、消火活動による運用って いうのは、当社として欠かせないかなと思っております。加えて、
1:29:56	もちろんハロン消火設備というところにも今後期待していきたいと思っ ておりますので、そういった旨今後より詳細な資料をご提示する際に、ご 説明させていただければと思います。以上です。
1:30:07	はい規制庁西内です今後の説明で結構なんですけど、ちょっともう少し 聞きたかったのはですね、ある、ないところは人の手にやらなきゃいけ ないそれは明確なのでわかるんですけど、
1:30:19	あるところはと、あるところ、例えば全域ハロンがあるところでも設計単 位で明確ですよ。
1:30:25	そういったところに持ち込むときにも消火活動っていうところも含めてし っかり体制を引くっていう運用をしようとしているのか、それとも、全域 ハロンがあるところについては消火活動までの運用を引かない。
1:30:38	というか、
1:30:39	そうすると何もなくていいってことなのかっていう話もあるんですけ ど、要は、
1:30:43	そこは何か使い分けることを考えているのかどうなのかっていうことを聞 きたかったってところですね。
1:30:50	確認したい点いう伝わりますかねよろしいですか。
1:30:55	九州電力の古藤です。今回の波高の設定と両括弧はの設計として、運 用に行きたい。
1:31:03	スルーのを全域としてとらえるのか、もしくはあるところは春に期待して
1:31:10	は、両括弧ハード設計としてそういったところに期待しないのかっていう ところを、ちゃんとすみ分けを行って今後ご説明させていただきたいと思 います。以上です。
1:31:19	はい。規制庁西内です別に何ていうんですかね
1:31:24	住み分けなきゃいけない。
1:31:26	とかっていうと別にそれだけが唯一解ではないと思っていてももちろん、
1:31:30	いろんな選択肢あると思うんですよ。
1:31:34	で、そこがちょっとわからなかったってところですかこの全域班の有無 に応じて適切に対応するってというのが、そのプラスアルファの話をして いるのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:44	それとも消火活動の話の中の話をしているのかよくわからなかったって いうところですね。
1:31:48	はい。
1:31:49	ちょっとそこら辺を今後具体化して説明いただければと思います。
1:31:54	よろしくお願いします。はい。お願いします。九州電力後藤です。了解い たしました。はい。ただ全域ハロンある区域区画に関しては割とハード 対応として結構明確に強みなのかなという気はしているので、
1:32:06	何て言うんですかねやっぱり運用に、運用に頼る必要があるところは運 用でやっぱりカバーする必要あると思いますけど、基本工事計画なんで やっぱり設計がメインですよ。
1:32:16	ハードで対応できるところはむしろハードでしっかり対応する設計の方 がっていう気も、これは個人的にはちょっと思うところあってっていうくら いの話なんですけど、ちょっとしっかりその観点で説明はまず、
1:32:26	まずは九州電力の考えを説明をいただきたいというところをお願いした いと思います。よろしいでしょうか。
1:32:34	はい。九州電力の後藤です。設工認として設計する中で、運用に頼るの か頼らないのかっていうところを、もうちょっときちんと当社内で整理し て、今後ご説明させていただきたいと思いますありがとうございます。以 上です。
1:32:48	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:32:52	一時持ち込みはまずちょっと確認しておきたいというのはその点ですか ねちょっとまずは、それをちょっと明確にした上で、具体的にやる消火活 動の内容は何なのかっていうところのちょっと確認を今後進めていけれ ばと思います。
1:33:07	はい。
1:33:08	例えばどういう消火設備に期待するのかとかそういう話も含めてです ね。はい。
1:33:13	で、一時持ち込みは人が割と出てはいるので割と明確だと思んですけど どそういう意味では 34 ページの参考 6 の方ですかね
1:33:22	保管する方の話、要は人が 1 回もう離れるような話。
1:33:27	の場所においては、
1:33:33	どうするのかという等、
1:33:38	6 メーターの範囲には保管しない運用を行うと。
1:33:55	保管しない運用を行う。
1:34:01	で保管されるものもあるんですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:05	まず、
1:34:07	はい。はい、九州電力高良ですご認識の通り、原則は、保管しない運用ですが、補完するものもあるということで、
1:34:18	※1 の方で、例を書かせていただいております。
1:34:22	その保管する場合はどうするんですって。
1:34:25	あれっていうのはこの参考 6 には書いてないんですかね。
1:34:34	あ、規制庁ニシウチですけどすみません、保管する場合の対応はこれ参考 6 には書いてないってそういうことですね、これ書いてるんですって。
1:34:41	九州電力の後藤ですすみせんご認識の通り、今見ていただいております参考 6 には、オカやむを得ず保管する場合の対策っていうのはちょっと、
1:34:51	載せていない状況でございますで、このパンフの中で言いますと、戻りまして 18 ページの保管の方には、保管する可燃性物質は鉄製箱等の筐体に収納するか不燃シートにより養生するっていうふうな記載を書かせていただいておりますけれども、
1:35:09	こちらの参考 6 にも、そのような記載がないとちょっとわかりづらいかと思しますので、こちらは修正させていただきたいと思っております。以上です。はい。規制庁西内です。
1:35:23	そうですね
1:35:25	ちょっとそっちの保管した時の対応なんですけどね。
1:35:29	まず、火災荷重を帳票により管理する目的は何でしたっけ。
1:35:35	それはなぜなぜそういうことをやろうとしているのか。
1:35:39	要はちょっと今後具体化いただく際に、各パーツがあると思うんですよ。
1:35:44	この各パーツをやることで何で系統分離ができるのかっていうそういう説明をちょっと目、その各パーツの意図を明確にしておいて欲しいということですね。
1:36:03	規制庁西内です要は、
1:36:06	同等性を謳うのであれば、隔壁等感知消火っていうパーツに分かれると思えますし、
1:36:13	それに照らして説明をするでもいいと思えますし、
1:36:15	そのジャンルごとじゃない説明もあるのかと思えますし、ちょっとどういうふうに達成しようとしているのか。
1:36:22	っていうところを説明をして欲しいというところですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:30	よろしいでしょうか。はい。九州電力の後藤です申し訳ありません。了解いたしました両括弧は一であったり箱全体。
1:36:39	作る場所かと思えますけどこの設計を達成するために必要な対応というのを、今後ご説明させていただこうと思えますで、今、18 ページの保管のところに書いております。
1:36:51	可燃性物質の火災荷重を状況により管理するというふうに書いているんですけども、こちら一般、一般的と当社の東京で管理しているものの一つとして火災荷重というのを挙げてるんですけども、
1:37:07	今回は両括弧 3 の設計において火災荷重の管理自体が、何かに寄与するものではなく、どちらかという、保管を禁止する、一時一定の範囲、オカを禁止する設計であったりだとか、
1:37:20	やむを得ず保管をする場合っていうのは、不燃シートであったり筐体に囲むっていう対策をするところが、今回の両括弧の範囲に繋がる、設計になりますので、次運用になりますので、その点もう少し留意して、説明資料を修正していきたいと思えます。ありがとうございます。以上です。
1:37:36	はい、規制庁西内ですそうですね概要レベルの話なのでちょっと今後そういう点々を具体化したものを見ながらちょっと設計の部分の確認を進めていければと思ってます。
1:37:48	はい。
1:37:49	ちょっと現時点では現時点の情報量ではこれぐらいかなと思えますけどもまた引き続き確認を進めていきたいと思えます。
1:37:56	続けてあと 20 ページですね次は、
1:38:04	ちょっとコメント 14 から 17 番のところですけど、明らかな明らかに何、何か修正内容明確な部分までそこは端折りますけども、
1:38:19	6 メーターから外の話も、
1:38:26	感知と消火があるんですよ。はい。
1:38:32	でも基本何かしら、隔壁と、
1:38:39	いや、あれですね、さっきお願いした説明がこのページにあるっていうことか、そういうことか。
1:38:50	なるほど。
1:38:55	なるほど。
1:39:06	保管保管の方ですかね。
1:39:10	ああ、なるほど。
1:39:12	一つちょっと、
1:39:16	確認をしておきたいのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:19	いやちょっと待ってくださいね。
1:39:22	ここ。
1:39:26	方。
1:39:32	括弧持込可燃性物質の分離のところ、全域ハロン消火がないところと、全域ハロン消火があっても6メートル範囲内、これ保管警視って書いてますけど、
1:39:46	さっき挙げたような、保管するものあるっていうのはこの保管禁止のところに保管するものもあるってそういう説明なんでしたっけ。
1:39:55	6メートル範囲外に保管するって説明なんでしたっけ。
1:40:10	九州電力の後藤です。こちらで保管禁止、6メートル以内保管禁止と書いても、おりますものは、先ほど記載しておりましたか衛生物質についての、
1:40:22	保管禁止。すいません。飯島原則の他の禁止というものを示しております。
1:40:27	衛藤刈りにやむを得ず保管が必要な場合については不燃シートであったり金属筐体によって保管を禁止することを示してございます。以上です。わかりました。だから、6メートル範囲内も、
1:40:41	あとは全域ハロンがないところに保管することあるってそういう書く理解でいいんですね。
1:40:49	はい。原則を除き、原則から外れる範囲で保管する場合がございます。6メートル範囲内にも保管する場合に、よくできた範囲外におきましては保管することが考えられます以上です。規制庁西内ですわかりました。
1:41:03	あれですねさっきの説明とちょっと整合をとる観点の原則って書いてあった方がちょっと間違いAMAGIではないかなと思いますと。
1:41:12	そうしたときに、
1:41:13	じゃあ、隔壁っていう概念はどうなるんですけど同等性を謳うのであれば、要は(口)とか同格期間超過っていう形で、
1:41:22	その同等性を説明いただいている10ページとかでも同じような構成だと思うんですけどね。
1:41:27	カッコハンの場合の隔壁っていう概念はどうなんですかね。
1:41:35	ちょっと同等性を謳うのであればその度、隔壁顔を、まずは隔壁時感知消火っていうそういう単位で比較するような資料構成になっているのであればここも同じように等した上で、
1:41:47	それが要るのか要らないのかっていう考えで明確化していただいた方が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:52	共通認識がとりやすいのかなと思いましたが、
1:41:55	九州電力の後藤です。すいません今ちょっと運用と 20 ページの下の表、両括弧はお示している下の表で、一番左端グレーでお示してル
1:42:08	図がございますこちら今、運用と感知消火というふうに記載してございますけれども、この運用によって各液位で期待していたようなところを、何でしょう、候補カバーするといえますか。
1:42:22	そういったところで記載しておりますので、ここ運用を核的にちょっと今後修正させていただきまして、衛藤。
1:42:29	全員自動消火なしのところっていうのはその区域区画内での保管を禁止する、もう基本原則ですね、原則禁止することによって、悪癖というのがいなくなるっていうふうなところで考えております。
1:42:41	漸移ある自動消火ありのところの 6 メーター範囲内についても同様でございます。で、そのあと 6 メーター範囲外につきましてここ、今バーとちょっと書かせていただいておりますけれども、
1:42:53	これは水平 6 メーターの離隔距離っていうのを確保することによって、下の感知消火と相まって 1 時間耐火と、同水準になると考えておりますんでちょっとこちらの記載については、今後隔壁と見直すところの中で、
1:43:08	ちょっと主盤についても修正をかけていきたいと考えております。で、一時持ち込みに関しましては、6 メーター範囲外のところに関しましては同じですけれども、
1:43:20	6 メーター範囲内のところに関しましては、基本的に持ち込み作業者等であったり、監視員人であったりということが関心することによって、悪癖相当の働きをするものと考えております。以上です。
1:43:36	はい、規制庁西内ですそうですね今説明いただいたような内容をちょっと充実いただく形でちょっと今後説明をいただければと思いますちょっとその関係性ですね同等の水準というふうはどうやって考えているのかっていうまずその事業者が考えてる設計内容をしっかりと把握したいという趣旨です。
1:43:53	さっきの隔壁相当あれですね人が、
1:43:57	いるから隔壁相当っていうワードは、
1:44:01	何となく言いたいことがわかるので、もう少しちょっと文章としてしっかり記載いただければいいのかなと思います。
1:44:09	はい。よろしく申し上げます。九州電力後藤です。了解いたしました。
1:44:16	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:17	続けて、
1:44:19	保安規定は 1、
1:44:21	はい。
1:44:24	笠井高橋ですちょっと他についてちょっと再確認なんですけど、
1:44:30	原則は禁止だけど場合によっては置くこともあるということで、その保管禁止エリアって蓋パターンあるのかなと思ひましてまず、全域ハロン消火設備が設置されていない火災区域区画は、
1:44:42	その辺は全部が保管禁止区域。
1:44:46	エリアになると、
1:44:47	そういった場所はどうどこにも置けないからもう、デモを置かなきゃいけない状況になったことがありますってのはわかるんですが、全域ハロン消火設備があるエリアですね。
1:44:58	それは 6 メーター。はい。だけが保管禁止エリアで、その 6 メーターをちょっと超えれば保管できる場合があるんですけども、
1:45:08	こういった全域ハロン消火設備がある部屋も、場合によっては保管禁止場所に置くこともあるということなんでしょうか。
1:45:23	九州電力の小宮です。ご認識の通り 6 メートル範囲内に置く可能性も十分ございまして、作業の観点から、設備に近づいて、
1:45:33	保管すべき機器等があった場合は、どうしても防護対象系列の電線管が 6 メートル範囲に入ってしまう場合もあると思いますので、
1:45:44	そういった場合は、不燃シートをかぶせたり、金属筐体の中に入れることで、社長しながら、6 メートル範囲内に、やむを得ず保管するという場合もあるとしながら、
1:45:58	ペーパーだと思っております以上です。
1:46:01	はい。鏡さんのタカハシですわかりました。続いて 20 ページの表で、
1:46:07	えーとですね。
1:46:10	ちょっとわからなかったのが、(ハ)の持ち込みの方で、全域ハロン自動消火なし。
1:46:17	の感知消火で全域ハロン手動消火ってあるんですが、これって、どういったことでしょうかね。伴はないないんだけど、ハロンの手動消火。
1:46:29	でちょっと読めたんですが、
1:46:31	すみません、ご説明お願いします。
1:46:34	九州電力の小宮です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:36	我々が導入しており設計しておりますハロン消火設備には、全域ハロン自動消火設備と手動操作による全域ハロン消火設備というものがございます。
1:46:47	この全域ハロン自動消火なしと書いてあるところには、一部、大部分に渡って、全域ハロン消火クドウの全域ハロン消火設備が、
1:46:58	設置してございますので、低銅の全域ハロン消火設備を起動するという旨で、こちら記載してございます。以上です。
1:47:08	はい葛西さんのタカハンです。移動するという感じでございます。以上です。指導方式が起動方式が指導のものもあるということで理解しました。
1:47:19	それともう1点気になるのが、
1:47:23	何か一時持ち込みの、
1:47:26	全域ハロン自動消火ありの欄で、
1:47:29	6メートルの範囲内は自動消火です。
1:47:33	6メートルの範囲外は、
1:47:35	自動消火の手動起動です。
1:47:38	って書いてあるんですが、この一つのエリアというか一つの部屋の中で、
1:47:44	この6メートルの範囲内がイデ児童、
1:47:47	昨日と手動起動で工期分けることでできるのかなという、
1:47:52	疑問なんです、これ、これは一体どういったことでしょうか。
1:48:08	九州電力の小宮です。防護対象系列の電線管等から6メートル範囲内につきましては、
1:48:16	あ、すみません、まずですね全域ハロン自動消火設備につきましては、
1:48:23	火災区域区画に設置しております感知器が火災を感知すれば、それがハロン消火設備の起動信号となりまして、自動で消火設備が起動するというものが全域ハロン自動消火設備になります。
1:48:37	この全域ハロン自動消火設備は、基本的には火災感知器の感知で動作するものですが、こちらの手動による操作でも起動ができるものになっております。
1:48:50	で、右下20ページの先ほどご質問いた、ご確認いただいた内容からいきますと、水平6メートル範囲内につきましては、区域区画内に設置してございます火災感知器で火災を感知できる。
1:49:07	ものだと考えておりますのでそこは自動消火設備で消火できるものだと考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:12	水平、
1:49:14	6メートル範囲外につきましては、
1:49:17	火災の感知はできるものの、自動消火設備の起動用の感知器以外の火災感知器で感知するものかと考えておりますので、そちらにつきましては全域ハロン自動消火設備を、
1:49:30	手動で起動することで、消火するものだと考えております。以上です。
1:49:36	葛西さんのタカハシです。つまりその電線管から水平6メートル範囲内の上部には、1度、ハロンの
1:49:46	を起動させる感知器があるけども、6メートルの範囲を超えると、ハロンを起動させる感知器がないため、気づいた人が、操作盤まで行って鍵で手動、自動から手動モードに切り換えて押すということでしょうか。
1:50:01	九州電力の小宮です。防護対象系列から水平、
1:50:06	系列の電線管等から水平距離6メートル範囲の付近には、自動消火設備用の感知器があると考え、考えておりますので、そちらが感知して、
1:50:17	自動消火設備が自動起動するかと考えております。電線管等が6メートル範囲外につきましては、エリアの感知器が感知することで、それ、
1:50:28	それをもって操作員が、火災の感知を認識して、全域ハロン自動消火設備を動で起動させるものだと考えております。以上です。
1:50:44	火災対策室の齋藤です。今のお話なんですけれども、ちょっと
1:50:50	多分今口頭で説明していただいて何となくわかるような気もするんですけれども、ちょっと今ひとつですねよくわからないところありますみませんけども他のこの、
1:51:01	持ち込みの一時持ち込みの話をする中で、平面図とかを使ってですね、これノースの関係についてちょっと補足で説明をお願いしてもよろしいですか。
1:51:15	何となく途中まではわかるんですけれどもどうもその細かいところがですね。
1:51:20	ちょっとイメージが付きづらいのでちょっとお願いするんですけれども。
1:51:26	九州電力の小宮です。了解いたしました。今の表だけの表現になる。
1:51:31	表だけのイメージになっておりますので、あと概要図等も用いて、各表の書く欄がどういったことを示してるかっていうのを、ご説明できるようにしたいと思います。以上です。
1:51:45	はい、よろしく願いを浅香社長のタカハシです以上です。
1:51:50	火災対策室のサイトウちょっと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:53	この 20 ページの表って意外とわかりやすく、実際に補カーンする話で保管禁止とこういう原則保管禁止だけど保管するとかいうところは
1:52:04	列を追加していただいとかが思っはいるんですがちょっと読み方だけ教えてください
1:52:09	右下の一時持ち、20 ページの表の一時持ち込みの全域ハロン自動消火なしのところでさっきの
1:52:20	全域ハロン手動消火って書いてあるところとその右側の列に持ち込み作業等による感知消火活動っていう話が並列で書いてあるんですけども、これって、
1:52:32	アノ関係になってるんですかねそれとも何か明確に何かこの場合はこっちこの場合はこっちみたいなそういったわけがあってこういう二つの書き方になっているんでしょうかちょっとすみませんそこだけ教えてください。
1:52:50	九州電力の小宮です。
1:52:52	こちらの表現につきましては、orということで書かせていただいておりますが、具体的に説明させていただきますと、
1:53:00	ニシタニ 10 ページの(ロ)の固定化再現との分離のところにおきまして、全域ハロン自動消火せ、消火なしの欄の 1 時、1 時間、
1:53:12	耐火隔壁と火災感知プラス海水ポンプ用二酸化炭素自動消火と書いてある欄がございます。こちらにつきましては、
1:53:23	消火設備が海水ポンプ用の二酸化炭素自動消火設備になっておりまして、海水ポンプ自体をねらった、局所型の火災消火設備になっております。
1:53:36	そ、そのようなエース消火設備の設計になっている箇所につきましては、(ハ)の持ち込み可燃物の分離におきましては、全域ハロン自動消火設備、安心自動消火なしの欄の
1:53:49	持ち込み作業等による火災感知、消火活動になっております。こちら全域全域の固定式の消火設備がついておりませんので、一時持ち込みに対しては、持ち込み作業等による火災の感知と、
1:54:03	消火活動ということで表を書かせていただいております。以上です。
1:54:08	はい。火災対策室の齋藤です。話としては理解いたしました。私からは以上です。
1:54:16	はい。規制庁西内です。
1:54:19	ずっと続けて、22 ページ 23 ページ資料 1 だとあれですね保安規定部分なので一番最後の 4 枚目ですね。
1:54:28	まず 22 ページからですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:31	これ、どっちかっていうと回答欄コメント回答欄かなのところなんですけど、どう、
1:54:42	可燃物を持ち込まない運用を追加する。
1:54:46	したことから、
1:54:48	その教育を追加し、と。
1:54:55	等、
1:54:58	いや、えっとです、あれってくださいね。
1:55:07	今日は、
1:55:11	23 ページで追加してるの。
1:55:18	わあ、23 ページcポツ追加してるんですよ。
1:55:30	のCポツって追加してもらった教育訓練って、
1:55:37	結局、ポツで書いてる火災の影響軽減の訓練なんですよ。
1:55:49	あれ、ちょっと待ってくださいね何かあれあそうか、これ申請内容変えてるんでしたっけ。
1:55:59	何かこれ。いや、今申請書の内容ちょっと変更されてるんでしたっけこの 22 ページ 23 ページ目って。
1:56:14	この 23 ページで何かB行って、何かずれてますこれ何かコメントとか出てる中でもウエムラですよしいですか。はいはい。
1:56:25	実は大変申し訳ないけど、前回のヒアリングの資料におきまして、
1:56:31	おっしゃる通り、に記載しておりましたが、申請書、
1:56:37	そう。
1:56:38	内容と、B校とC校がちょっと入れ替わって間違っって記載していないと思います。ありがとうございました。ありがとうございます。
1:56:46	適正に見直した次第です。以上で把握しましたちょっと頭がこんがらがってすみませんありがとうございますで、結局だからあれですよ。こうで、
1:56:55	23 ページので、火災の影響軽減のを考慮した教育訓練って書いてあるわけですよ。今回やってるのってこれじゃないんですかっていう話だけなんですけど。
1:57:06	そうです従来はそこでやったものを今回の設工認の申請内容を踏まえて、新たに取り出しをした項目をC項として、記載している。
1:57:18	状況ですそうですね。なのですいませんちょっと
1:57:25	徳田氏で記載しているってということから変えていただければっていうところですねすいません。
1:57:31	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:33	要は、特出ししているっていうふうに書いていただかないと。
1:57:37	あれ今回の話で影響軽減の話じゃないの。違う話なのっていうよくわからなくなるんですよ。
1:57:44	決してナカノウエムラでよろしいでしょうか。はい。
1:57:48	衛藤上段の説明書き、添付等、括弧、添付 2 というところのポツの、
1:57:56	2 段目ですね、設備対応で実施する対策に加えて可燃物を持ち込まない運用を追加することを明確に記載することかなと。
1:58:07	ここでちょっと説明しているつもりではあるんですけども、
1:58:11	運用運用で行うことを明確にしているので、c項で、教育を行うと。
1:58:26	ごめんなさいちょっと見落としてましたこれか。
1:58:28	従前より以下の記載、もちろんですね以下の記載のコウノ訓練で実施していると。
1:58:35	で、
1:58:36	これ実際において、
1:58:43	理解しましたお伺いしました。わかりました。
1:58:47	想定しますこれで大丈夫です理解できますありがとうございます。はい、ありがとうございます。
1:58:52	あれですねちょっと、ちょっと表日本語だけで申し訳ないですけどこれは、
1:58:57	2 行目 3 行目のところで、今回の施行にあやんですよね。結構において、OKですありがとうございます理解できました。
1:59:09	本気で何か規制庁側から追加で確認しておきたいでありますか現状よろしいですか。
1:59:13	これは施行人のないようにしないっていうところもあると思うので今後引き続きっていうところかと思えますけども、
1:59:20	はい。
1:59:20	施工人の方の話にちょっと戻りまして、コメントナンバーで言うと 18 番からですかね。18 番これスケジュールの話なので、うん。
1:59:30	で、
1:59:35	認可までの期間は、
1:59:38	大体標準というかずれの 3 ヶ月くらいで考えてはいるってそういうことですね。
1:59:47	一周電流からですはい小西の通りです。
1:59:51	だから、
1:59:55	8 月中っていう理解ですね、概ね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:02	はい。
2:00:05	はい 8 月中を目標に、
2:00:08	伝えさせていただいております。はい。規制庁西内ですわかりました。
2:00:13	では続けて、このスケジュールだけなんです。あとは、
2:00:18	機構に基づく工事を模索しましたということですね。今回の工事工程、今回追加でやる工事の話ではないのでっていうことですね。
2:00:27	はい。九州電力和田です。ご認識の通りです。
2:00:31	はい、わかりました。じゃあ最後最後というか参考側でちょっと出ていただいた部分の確認ですけども、
2:00:37	28 ページ目の防護対象系列の火災防護対象ケーブルの選定についてってところですかね。
2:00:55	系統分離対策を実施する系統を防護対象系列として選定する。
2:01:06	この選定はどうやって選定するんですかね。
2:01:09	一番下のボックスですかね。
2:01:12	要は上二つのボックスってこれ従前からやってることですよ。
2:01:18	要はそもそも火災防護対象ケーブル載せあれくださいね。
2:01:27	あれは、火災防護対象ケーブルに選定するのはこのボックスの前の話ですか。
2:01:37	九州電力の小宮です。火災防護対象ケーブルに選定するのは、このボックスのまだ前、前段の話になります。
2:01:48	全盤の話から始まって一つ目のボックスが来るんですけどつけ。
2:01:53	前期の機能、全機器の動的の措置を想定する。
2:02:09	想定する。
2:02:30	一つ目のボックスは、
2:02:34	1 回全部フォローしてみるっていうことですかね。昨日、
2:02:41	九州電力の小宮です。
2:02:43	ちょっとこちらには記載していない部分もございますが、火災防護対象機器等の選定のところから少しご説明。
2:02:53	をしようかと考えていますがいかがでしょうか。
2:02:57	をいや、そこから説明しないと、あれですかね理解できないですかこのページだけで、
2:03:04	つかないですかね。
2:03:05	いやいや、
2:03:11	ちょっと待ってくださいね。
2:03:13	全機器の動的機能喪失を想定するんですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:16	もう想定しちゃったらその先くないですかっていただけなんですけど。
2:03:21	単純にこれはあれですか、火災区画、その当該火災区域区画内その火災防護対象ケーブルがある当該区画内で、全焼火災を想定して、その後の影響確認をしていきますよっていうことを言いたってことで一つのボックスを、
2:03:38	九州電力の小宮です。ご認識の通りでございましてありがとうございます浅井区域区画ごとに、火災防護対象機器やケーブルの配置状況等がございしますので、
2:03:50	区域区画ごとに火災を想定して、その火災によって全機器の動的機能の喪失を想定するというのが一つ目のボックスの説明になります。以上です。ちょっと、やっぱりちょっと若干、
2:04:04	ニュアンスが僕も一つの共通認識とれてない気がしていますすみません。機能喪失を想定してるんでしたっけそれとも機能創出するような火災を想定するっていうことなんでしたっけ。一つ目のボックスで言いたいのは、
2:04:23	もう一つのボクサー機能喪失を想定してるんですね。
2:04:27	九州電力の小宮です。その通りです。以上でございました。二つ目のボックスやっていうのは何かって言うと、全部機能喪失を買ってしたら、
2:04:40	仮定したときに、
2:04:42	火災防対象ケーブルの敷設状況をコールしてというのがどうかかるかよくわかんないんですよ。
2:04:49	だって藤堂、動的機能喪失だから集まってくださいね。
2:04:56	動的機能させたらどうか。
2:05:00	1一つ目のボックスで火災防護対象ケーブルの機能喪失を想定しないってことですか。
2:05:18	聞こえてます。
2:05:20	いう中で、すみません九州電力の小宮です。一つ目のボックスとしては、
2:05:28	まず前提条件として、火災区域架空に設置されている機器の電気の全動的機能の喪失を想定するという。
2:05:38	条件のもと、
2:05:40	二つ目のボックスに行きますと、各火災区域区画ごとで、設置してある火災防護対象機器でしたり、火災防護対象施設してある火災防護対象ケーブルが、それぞれ異なりますんで、
2:05:55	それぞれの火災区域区画を結んで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:59	それぞれのアスペリティごとの安全停止機能への影響を確認するという ことで二つ目のボックスを書いています。以上です。ごめんなさい。すいま せん。書いてあることをそのまま読み上げられてもですね、
2:06:11	私がちょっと理解できてない状況で書かれていることを読み上げられて も何もプラスにはならなくて、
2:06:17	ちょっとすみませんねもう1回考えて欲しいんですけど、ということで二 つあって、ちょっと音声で復唱してるので聞こえなく聞こえてなかったり っておっしゃってくださいね。
2:06:27	もう1回言いますけどちょっとわかってないので確認をさせていただい てるのに対して書いてる内容をそのまま読み上げられても何もプラスに ならなくてですねちょっとそこはすみませんちょっとご理解をいたきたい んですけど。
2:06:39	ちょっとお互いに歩み寄らないと多分なかなか進まないのそこはちょ っとご理解をいたきたいんですけど。
2:06:46	一つ目のボックスでは、火災防護対象ケーブルの機能喪失を想定して ないってことでいいんですね。
2:07:00	九州電力の後藤です。すみません今、一つ目のボックスで記載している 内容と、二つ目のボックスで記載している内容が類似しているようなイメ ージだったんですけど一つ目の、
2:07:14	青のボックスは当社が想定している内容を書いていますで、二つ目のボッ クスから実際にやっていく行為を書いているようなイメージになってま す。
2:07:24	で、二つ目のボックスから入っていただいた方がもうわかりやすいかも しれないんですけど、火災区域区域アーク化または区画の中です ね、
2:07:34	火災防護対象機器がどんなものがあるとか、あとは火災防護対象ケ ーブルっていうのがどんなものが敷設されているかっていうのを考慮し まして、これらの機器だったりケーブルっていうのが、
2:07:47	全部機能を喪失して、それについてくる機器が受けてるっていうのがさ れているかっていうケーブルっていうのが、教育しまして、
2:07:58	ただいまの原子炉の安全停止に必要な機能への影響を確認しております す。
2:08:03	いや、だから規制庁ニシウチですけど、やっぱりだから何か一つ目のボ ックスがよくわからないんですよ、やっぱり。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:10	いや、一つ目のボックスでちょっと動的機能喪失を想定する、すると、その先もなくはないですか。大体の話。
2:08:19	例えば、炉注の話で考えると、途中の機能喪失もう一度1ポツ目でしちゃってるわけですよ。その先で火災防護対象ケーブルの何か敷設状況とか考慮して何が意味あるんですかってのはよくわからなくて、
2:08:32	一つ目はだから、
2:08:33	その動的電気機器の機能喪失するような火災だから全焼火災を想定して、そのあといろいろ考えていきますよっていうだけの話だったらなんかまだスツて入ってきたんですけどっていうのが一番最初の確認だったんですよ。
2:08:47	なんかちょっと、はい。意味ちょっとごめんなさい多分これだけだとやっぱりわからなくて、実際の評価例を示して説明いただきたいんですけど今後、
2:09:05	29 ページに次々ありました。なるほど。
2:09:11	ふうん。ちょっとあれですねそ、その
2:09:15	28 ページ目選定についてのこのフローでやってるんだけどこのフローに沿ってどうやっているかをちょっと説明いただきたいっていうところですかね。
2:09:32	聞こえてますか。
2:09:39	聞こえてますかね音声届いてないんですけどなんかちょ、今日ちょっと調子が悪そうですけど、聞こえてます。
2:09:48	九州電力のことですいませんちょっとマイクのトラブルで少し話せない状況だったんですけども、今こちらの方、
2:09:55	若干なんかいつもより遠くなっちゃいましたね。
2:10:00	今、今明確になりましたちょっと今のボリュームは、
2:10:05	ありませんでした。28 ページの記載についてちょっと例がないと、
2:10:11	わかりやすくお示しすることが困難ですので、29 ページの方で少しご説明をさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。はい。ちょっとすいません。多分途中から僕も言ったんですけど、29 ページ目で、要は、
2:10:29	28 ページ目の一つ目のボックスって29 ページ目でいうと、どこに想定されるんですかね、どこに相当してるんですかねこれ。
2:10:39	衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:41	28 ページ目の一つ目のボックスっていうのは、衛藤区域区画内にあるケーブルだったり機器っていうのがすべて機能を失うよという前提になりますので、
2:10:51	29 ページで申し上げますと、
2:10:58	例えば0アノ、
2:11:00	丸一井、崩壊熱局機能の補助給水。
2:11:04	集計等の中で、マツダ衛藤よく
2:11:09	A系の電動工場B系の電動補助系とB系のタービン動補助ということで記載してございますが、これらの機能を持つケーブルやケーブルが、フジキの全くないに
2:11:23	右側の図で言いますと緑のケーブルだったり青のケーブルということで、お示しているところでこれらのケーブルが敷設されてございます。で、火災を想定する際に、この
2:11:34	火災区域例として示しております火災区域Aという、このエリアの中にあるケーブルっていうのは、すべて一旦機能を喪失すると仮定してこのバツをつけてございます。
2:11:47	でこのバツをつけた上で衛藤前様々な機能が喪失するっていうことになるんですけども、その中で、系統分離対策を施すことによって、
2:11:58	衛藤前、仮定した
2:12:01	延焼というところから免れることができますので、その系統が生きてくるというふうな考えになるんですけども、
2:12:09	今のご説明に伝わったでしょうか。
2:12:13	うん。規制庁西内です。
2:12:17	あれ際だからちょっと待ってくださいねもう1回質問ナカ私質問してることなんですけど。
2:12:24	28 ページ目でいう一つ目のボックスは、全機器の動的機能喪失っていうところは、
2:12:30	家ケーブルを殺してるってことなんですかね、火災防護対象ケーブルも、
2:12:37	そうですね。と、考える江藤発電所全域とかっていうわけではなくて、火災を想定する火災区域区画内にあるケーブルだったり、
2:12:48	機能機能をすべて喪失するところを考慮してございます。
2:12:54	んで規制庁西内なんですけど、例えば動的機能喪失っていうふうにしたのは、あれですか
2:13:03	どう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:05	この②とかの話を言いたいってことなんですかね。
2:13:12	よくわかんないなあ、動的。
2:13:15	電氣的食う。
2:13:29	ちょっと待ってくださいね。
2:13:36	あ、規制庁西内ですけど、二つ目のボックス、
2:13:42	D、
2:13:44	いや一つは僕、
2:13:47	ちょっと待ってくださいね。
2:13:49	一つ目のボックスでも二つ目のボックスの関係なんですよ。よくわからないのが、
2:13:54	一つ目のボックスで機能喪失かな。さっきの①の説明でいうと、全部バツになりますっていうのが一つ目のボックスでやってる話なんですよ。
2:14:04	理解でいいんですよ。
2:14:07	29 ページ目の①の、全部バツになるっていうのが、
2:14:11	28 ページ目の一つ目のボックスっていうその機能喪失の話なんですよ。
2:14:17	衛藤。
2:14:19	29 ページですすねマツダの中にある系ブルーのところに、の中にあるケーブルの関連する機能っていうのが、すべからく×になるっていうのは、
2:14:31	28 ページで申しますと、一つ目のボックス数も二つ目のボックスも合わせて読まないとちょっとわかりづらいところかなと思うんですけども、
2:14:44	合わせた説明 1 回していただいてもいいですか。
2:14:48	はい、江藤浅井。
2:14:52	あと 29 ページでの中に示しておりますケーブル、
2:14:58	ていうのは、28 ページで申します。火災区域または火災区画ごとの火災防護対象機器の設置状況だったり火災防護対象ケーブルの敷設状況っていうのを見たのが、今 29 ページの絵になります。
2:15:12	で、
2:15:14	これら一のケーブルっていうのが、すべて機能を失うっていうのを、一つ目のボックスで示してございます。
2:15:22	で、すべての機能を失い、すべて、どんな火災いろいろあると思い、思いますけどゼンショーっていうところをまずは想定して、区域区画内にあるケーブルっていう、機器だったりケーブルっていうのはすべて機能喪失する。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:37	それによって、二つ目のボックス、考慮し以降に書いております、火災が発生した場合の、それによる原子炉火災が発生した場合の原子炉の安全停止に必要な機能がどのようになっているのかっていうのを確認する流れというのがございます。わかりましたわかりましたやっとなんかかかってるところが明確にわかりました。
2:15:56	二つ目のボックスの前半が一つ目のボックスに入ってるってことですね。
2:16:02	おっしゃる通りです。わかりました。いや、であれば理解できます。ずっと入っていきますや、最初に何かいろいろ殺した後に、機器火災防護対象ケーブルの敷設状況を考慮して何か何か意味あるんだろうっていうのよくわからなくてですね。だって、機能喪失してるんでしょと。
2:16:18	何か順番がよくわからなくて、
2:16:20	最初に、だから、火災防護対象ケーブルとか機器も含めた、各種いわゆる安全停止とかに関係する機能があるわけですね。その機能創火災によって火災による機能喪失を想定するわけですね。
2:16:35	はい、ご認識の通りですいませんちょっと順番が、明らかにちょっと説明する流れとちょっと変わっ違ってしまっていますので、ちょっとここはちゃんと伝わりやすいように、書き方修正させていただこうと思います。
2:16:48	はい。たださ、最初からちょっと私確認したかったのが、1ポツ目で結局ケーブルも含めて全部これ全部機能喪失を仮定してるのかなって思ったら最初から多分聞いてたと思うんですけど。
2:16:59	理解はできましたで、もう少し言うと、ケーブルの機能喪失で動的機能喪失ですかね。
2:17:08	電氣的機能そう電氣的なちょっと動的機能喪失っていうワードに何を含んでいるかよくわかりづらいんですね。
2:17:17	例えば次のページいってもらおうと、多分、火災の影響あるなしって書いてますよね。
2:17:22	だから結局火災によって機能が喪失するのかわからないのかっていうだけで、動的か静的かっていう要素が度どういうふうに関係するのかわからなくて、
2:17:33	九州電力の後藤です
2:17:35	意味する意味するところと申しますか、実際にやってる行為としましては、方ケーブルだったら系ブルーが通電できなくなるとか、もしくは誤って通電してしまうとかそういう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:47	電氣的な機能っていうのを維持できなくなるっていうところを考えてございます。あれですね弁とかの物理的な開閉機構とかもそうでしょうしいや、部屋はあれか。
2:18:02	何かいわゆる電氣的機能維持、耐震とかでよく電氣的機能維持とかも含めた動的っていうふうに表現してるってそういうことですね。
2:18:10	はい。九州電力後藤です。ご認識の通りです。わかりましたわかりました。であれば1ポツ目と2ポツ目のボックスがやっぱりちょっとまず何、何の機能喪失かっていうところがちょっとわかりづらかったのと、
2:18:22	順番が多分違う、違うっていうところなのかなと理解をしました。順番というか何かあれですね一つ目と二つ目のボックスの関係がちょっと違うっていうことなのかなと理解しますと、
2:18:32	その上
2:18:36	多分最後の三つ目のボックスなんですけどね。
2:18:38	この①の例でいうとAB、
2:18:41	AB電動補助給水のAB系統、長くてタービン動のB系とありますけど、どれを守るかっていうのはどうやって決めるんですかね。
2:18:49	どれでもいいっていうことなんでしょう。
2:18:56	その考え方がちょっとよくわからなくて、どれでもいいっていうことなのか。
2:19:00	何かどの系統を守るかっていうところ何か考え方があるのか。
2:19:06	九州電力の小宮です。①の崩壊熱除去機能でいきますと、A系B系の電動補助給水とA系B系のタービンの補助給水系がバツとなって火災の影響を受けて、
2:19:18	おりますが、この中の一つをどれか守れば、
2:19:22	良いとしておりますその守る対象を決める際は、とかす現場の火災防護対象ケーブルの敷設状況等を考慮しまして、
2:19:35	系統分離対策の耐火材の施工性等を考慮して、
2:19:41	防護対象系列を選定しております。以上です。はい。規制庁西内です。まずどれでもいいという考えっていうことはまずわかったので、ちょっとあれですね選ぶときの考え方として、
2:19:54	いずれか一つをっていうような、そういうイメージだと思うんですけどちょっとそこら辺はちょっと明確に記載をしておいていただいてもいいですか。
2:20:01	で、その施工性とかの話はいずれか、どれどれか守ればその安全機能ってのは達成できるのであればそこから先はもう選択制の話ですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:11	だからそのいろいろ九州電力の中でのいろいろな事情を踏まえて多分考えてそれだけの話だと思っというふうに理解をしました。
2:20:19	九州電力の小宮です。現場工事の施工性を考慮するという話につきましては、右下 29 ページの頭書きのところに少し書かせていただいておりますので、これに加えて、
2:20:33	火災の影響を受ける機能のうち、いずれか一方を、こういうことを考慮しながら、こういった現場の施工性を考慮しながら、防護対象系列として選定するんだという旨、もう少し記載を充実させたいと考えております。以上です。規制庁西内ですがとですぬすいません。
2:20:51	充実して欲しいのは、むしろ
2:20:54	要は、
2:20:56	系統分離が成り立つために対象を選定するわけですよ。
2:21:01	で、その対象の選定にあたって、どれでもいいのか、何かそこに考え方が含まれるのかっていうところを充実していただきたいと思っいて、どれでもいいのであれば、そっから先は正直
2:21:13	どうでもいいと言ってもあれですけど、
2:21:18	そこから先はいうなれば選択性、選択は自由なわけですよ。
2:21:22	だから選択が自由かどうかっていうところだけ明確にしていればいいです。で、その説明には多分現地工事の施工性って寄与しないですよ今話を聞くと、
2:21:34	理解だと理解をしたんですけど、合っってます。
2:21:38	九州電力の小宮です。内容を理解いたしました。
2:21:42	いただいたコメントを踏まえて、記載の内容を充実したいと思っいます。以上です。はい。規制庁西内ですよろしくお願っします。
2:21:51	ちょっとすいませんなんか若干長くなっちやいましたけどちょっとそういうところ、ちょっとあれで考え方がちょっとまずわかりづらかったっというところですかね、ちょっと事実関係整理して説明をいただければと思っいます。
2:22:01	ちょっとすみません若干、
2:22:03	ちょっとよくわからなかったので長くなっちやいましたけどすみません。
2:22:08	少しだけペースを上げて残り部分だけですけど、
2:22:11	というかあれです。
2:22:13	私は、
2:22:15	向後。
2:22:16	今のところ何も無いのか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:26	そうですねこれ以降の参考を現時点で私は特になので、
2:22:30	耐火隔壁の使用とか結局その具体にどうやって火災試験やってるのっていうのと新しい話の既工認の話なのっていうところが補足も含めてちよつと
2:22:40	確認をいただければ、
2:22:42	確認をさせてもらえればっていうところなので現時点での概要パワーポイントレベルで今日確認しておきたいと私は以上なので、
2:22:49	規制庁側から 30 ページ以降ですかね、何か気になる点があればちよつと確認をと思うんですけども。
2:22:56	いかがでしょうね変わります。
2:23:00	大丈夫そうですか。
2:23:04	あとは補足説明する具体的なものが出てそこ等含めてしっかり考え方をというところかなと思います。
2:23:11	はい。
2:23:11	あとはコメント回答の中で一応ナンバー25 という形で資料外のところで、出てますけど今後配置図面とかは一通りもうすべて出される予定という事で、
2:23:23	出た段階でまた内容は確認させてもらえればと思いますけども、代表性ではなくて全体をもう説明する漏れなく説明するっていう方向をとってそういうことですね。
2:23:36	はい。九州電力の原です。ご認識の通りです。はい。規制庁西内ですよろしくお願ひします。
2:23:43	はい。規制庁側から全体通して何か確認しておきたい点ありますか。
2:23:51	火災対策室の齋藤です。すいませんちよつと駒井話なんですけども
2:23:57	4 ページの
2:24:00	電線カーンの電線管等の定義のところの図のところなんですけど、
2:24:06	右側に中継端子盤と制御盤のところをつなぐところで構成、(1)番の構成電線管から(4)番のカトウ電線管のところが、
2:24:18	そのままダイレクトに繋がってるんですけども、こういう場所って、すみませんけども結構、今回のプラントの中にはあつたりするんでしょうかっていうすいませんただそれだけなんですけども。
2:24:33	はい。九州電力の原です。はい
2:24:38	現場はこういった場所があるとの認識です。
2:24:42	火災対策室の齋藤です。いや何を気にしてるかっていうと、さっきの他の、今まで今日いろいろと確認させていただいたものの中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:53	例えば 11 ページのところとかで、電線管等のうちカウ電線管は当該設計の対象外って書いてあったりするんで、こういう構成の電線管とか送電線管がこう連続してるところでこういう 11 ページみたいな話があったらどういう考え方の処理になるのかなというのがですね。
2:25:09	ちょっとふとですねいろいろとは確認をされていてちょっと疑問に思ったんでちょっとすいませんその内容だけ確認させていただきました私からは以上です。
2:25:26	規制庁西内ですけど、よろしいですかね。はい、ほかに全体通して何か規制庁が終わりますか。
2:25:33	よろしいですか。はい。九州電力が終わって全体通して何かありますか。
2:25:43	はい。九州の蛸原です。九州電力ワーカー特にございません。
2:25:48	はい。
2:25:48	ちょっと時間を、すみません予定時間を超過してしまったので、ちょっとスベン開始時間こちらの事情でちょっと遅れてしまって申し訳ありませんでしたと。
2:25:58	ちょっと郡次官でスケジュール感だけちょっと確認をして終了にしたいと思いますが、今日概要説明資料 2 回目、事実関係確認させていただいて、概ね設計の内容は理解ができてきたのであと具体的な内容っていうところが大半のコメントだったと思いますと。
2:26:17	というところで具体的な補足説明資料がいつごろ出てくるかですけど、
2:26:22	それに合わせて、今日の回答も含めて、ヒアリングを次回やればやればいいかなと思ってますけども、大体ぐいつぐらい 2 オダcされるイメージですかね。
2:26:34	何か目標とかがあればお願いしますミナミ安あればお願いします。
2:26:47	少々お待ちください。
2:26:51	規制庁西内です。
2:26:54	現状で、特になければ方、決まり次第また事務的に調整をということで結構ですよ。
2:27:04	今日時点ではとりあえず今日の話を踏まえて、次のヒアリングは少しちょっと具体的な補足説明資料とあわせて、ちょっと事実関係の確認させていただきたいなと思っているっていうのが現状こちらがちょっと思っているところです。
2:27:17	多分なかなか概要でこれ以上やってもちょっとわかりにくい、理解が進まないところもあると思うので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:26	その進め方の部分に何か認識にそごがあれば、ちょっと括弧、
2:27:31	確認させてもらえればなと思いますけど、具体的な時期は目安として何か、現時点であればっていうぐらいの話ですね。
2:27:40	はい。九州電力の荒です。
2:27:43	次回のヒアリングの日程については改めて連絡させてください。またそのタイミングではこの説明資料、
2:27:51	を含めてもう少し資料を充実した上で、ヒアリングさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。
2:27:58	うん。はい。規制庁西内です。あれですね概要パワポも充実というよりかは、多分大半が多分補足説明資料側で多分充実いただいた方が多分、
2:28:09	概要がどんどん重くなっちゃうので、
2:28:11	というところもあると思うので、補足説明資料も含めてちょっと次回ヒアリングできればと思ってます。
2:28:17	素人ができましたらまたご提出いただいて、7月の
2:28:22	中、
2:28:24	23週目くらいにはヒアリングはやりたいなどは思ってますけども、
2:28:28	はい。
2:28:29	できれば1週目くらい、123週目くらいにヒアリングできればいいかなと思ってますよろしくお願いします。
2:28:37	スケジュールも含めて九州電力はよろしいですか。何かあります。
2:28:44	はい。九州電力原です。はい。
2:28:48	2月の123週辺りで目標にして、資料等をそろえさせていただきたいと思います。改めてご連絡させていただきます。
2:28:59	はい。よろしくお願いします。規制庁側よろしいですかねスケジュール通して全体、はい。
2:29:05	はい、じゃあすいませんちょっと時間超過して申し訳ありませんでした今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。
2:29:13	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。